

第3次島田市環境基本計画

素案

令和4年12月現在

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本的事項	2
第2章 本市を取り巻く環境の現状と課題	12
第1節 市の概況	12
第2節 地球環境	15
第3節 資源循環	21
第4節 自然環境	23
第5節 生活環境	25
第6節 環境教育・協働	27
第7節 市民の環境への意識	28
第8節 第2次環境基本計画（後期基本計画）の振り返り	34
第9節 環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題	43
第3章 目指すべき将来像・基本方針	44
第1節 目指すべき将来像	44
第2節 ゼロカーボンシティを実現した島田市の将来の姿	45
第3節 目指すべき将来像を実現するための基本方針	47
第4節 ゼロカーボンシティ戦略（2050年脱炭素までのロードマップ）	48
第4章 目指すべき将来像を実現するための施策	51
第1節 施策の体系	51
第2節 取組内容	52
取組1 脱炭素社会への挑戦【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】	52
取組2 循環型社会の構築	63
取組3 自然との共生	66
取組4 くらし環境の向上	69
取組5 環境教育・活動の充実	70
第5章 計画の推進	71
第1節 計画の推進体制	71
第2節 計画の推進主体と役割	71
第3節 計画の進行管理	72
第4節 その他の計画の推進方法	72
資料編	73

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、旧島田市において平成13年に環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「島田市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成15年3月に「第1次島田市環境基本計画」を策定しました。その後、市町合併や富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の供用開始などの社会情勢、環境の変化などを踏まえ、平成25年3月に第2次島田市環境基本計画を、平成31年3月に、第2次環境基本計画（後期基本計画）を策定しました。

環境保全に関しては、これまでの取組には一定の進展があったものの、地球温暖化の深刻化、荒廃農地の増加、環境保全活動の担い手の不足等の問題が見られます。これらの問題の解決のためには、美しい自然等の地域資源を最大限に活用することが重要です。そして、地産地消、再生可能エネルギー導入等を通じて、地域資源を循環させる自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうという「地域循環共生圏」の考え方に即して、地域の課題に対してあらゆる政策分野から総合的に解決を図ることが大切です。

環境を取り巻く社会情勢は変化し続けています。2015（平成27）年の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）を含む「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までの15年間で世界が達成すべきゴールが示されました。

また、同年のCOP21（第21回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められました。

以上のような環境を取り巻く最近の社会情勢を踏まえ、本市における市民・事業者・行政の取組やこれらが連携・協働した取組などの各主体の進むべき方向と、ゼロカーボンシティの実現に向けた仕組みづくりの方向を示すため、第3次島田市環境基本計画（以下、本計画）を策定します。

第2節 基本的事項

1 計画の目的と位置付け

本計画は、島田市環境基本条例第7条に基づいて策定する計画で、市民・事業者・行政それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。

また、「第2次島田市総合計画」（平成30年度～令和7年度）の基本構想に掲げられている将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本計画では、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」を含むものとして位置付けます。

本市が進めていく各種計画や事業などについては、各主体が相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。

なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などとの連携を図りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとします。

（参考）島田市環境基本条例より環境基本計画に関する事項の抜粋

（環境基本計画）

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2）環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

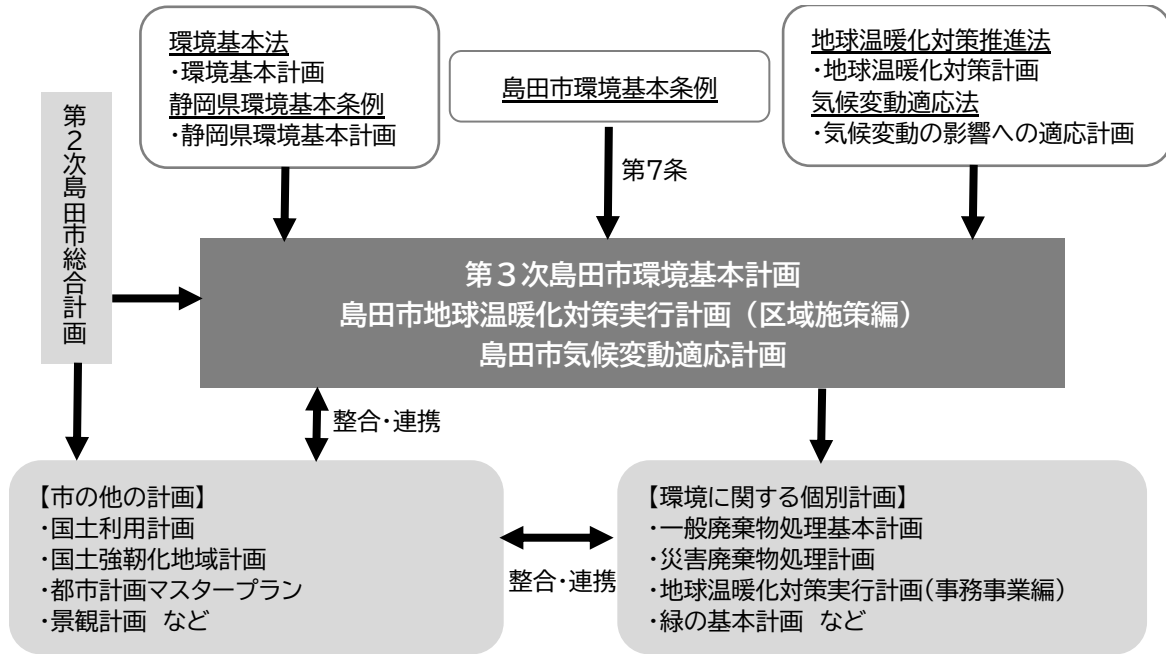
3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

■環境行政の枠組



2 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、5年を目処に見直しを行います。ただし、「目指すべき将来像」は2050年の姿として設定します。

また、同時に策定する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、2030（令和12）年度を目標年度とします。

3 計画策定の背景

(1) 近年の世界・国の動向

①SDGs（持続可能な開発目標）の採択

2015年9月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた2030年までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

2016年には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。

■SDGsの17のゴール



②地球温暖化対策の国際的な取り決め「パリ協定」の発効

2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、世界の196か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2016年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることを目指しています。

③温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ（カーボンニュートラル）の表明

国では、パリ協定やIPCC1.5℃特別報告書を受け、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしました。令和3年、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、これにより、中期目標の達成にとどまらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させることとなりました。

加えて、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める方針としています。

④多発する自然災害

近年の平均気温の上昇、大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。近年においても台風や豪雨による災害、猛暑に見舞われており、これらは、多くの犠牲者をもたらし、国民の生活、社会、経済に多大な被害を与えています。令和3年8月には「線状降水帯」の発生による記録的な大雨で西日本から東日本の広い範囲で被害がみられました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

⑤新型コロナウイルス感染症の拡大と新しい生活様式の展開

2019（令和元）年12月に中国で最初に確認された新型コロナウイルス（COVID-19）は、2020（令和2）年から世界各地で流行拡大がみられ、世界保健機構（WHO）は同年3月にパンデミック（世界的な大流行）を表明しました。国内においても、同年1月に国内初の感染者が確認され、4月には7都道府県に緊急事態宣言が発出され、人々の行動や経済活動に制限が課せられました。

こうした新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や健康を脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動様式・意識など多方面に波及しつつあり、「三密（密閉、密集、密接）」を避ける行動の徹底、在宅勤務をはじめとするテレワークの推進など、感染防止に向けて新しい生活様式の普及が進んでいます。

今後の展開を予測することは困難な状況ですが、新しい生活様式の定着により、感染拡大防止と経済活動との両立を図っている現状です。

⑥2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、地球温暖化への対応を、これまでの「経済成長の制約やコストとする時代」から、「成長の機会へと捉える時代」へと切り替え、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長に繋がっていくという「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年12月に策定しています。

2050年カーボンニュートラルに向けた道筋として、電力部門では脱炭素電源の拡大、非電力部門（産業・民生・運輸部門（燃料利用・熱利用））においては、脱炭素化された電力による電化、水素化、合成

燃料等を通じた脱炭素化を進めることが必要としています。こうした電源や燃料の転換を行ってもなお排出される二酸化炭素については、植林などで実質ゼロを実現していくこととしています。

また、グリーン成長戦略では、2050年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な14の重点分野ごとに、年限を明確化した目標、研究開発・実証、規制改革・標準化などの制度整備、国際連携などを盛り込んだ「実行計画」を策定し、合わせて2050年までの工程表を提示しています。

■グリーン成長の重点14分野



⑦グリーンリカバリー・ESG投資の拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による経済の落ち込みからの経済復興にあたり、気候危機、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指す「グリーンリカバリー」の考え方が広まっています。EUでは、2020年7月にEU首脳会議で創設が合意された欧州復興基金により、調達する資金を2050年までにEU域内の温室効果ガス排出をゼロにする「欧州グリーンディール」等EUの長期的政策の推進を通じた復興支援に充てることで、短期的危機に対応しつつ、気候中立といった長期的目標の達成にも寄与させようとしています。

グリーンリカバリーにみられるように、今日の世界の経済・金融界における潮流は、利益だけでなく、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向にあり、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素を考慮する「ESG投資」が拡大しています。環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方が広がり、「環境・経済の両立」を目指すという基本認識が国際的に普及しつつあります。

⑧海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定

ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流されたペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で大きな問題となっています。そのため、国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 (令和12) 年までに、使い捨てのプラスチック (容器

包装など)をこれまでの努力も含めた累積で25%削減する目標を掲げています。

また、同年には「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋流出しても影響の少ない素材(海洋生分解性プラスチック、紙等)の開発等の取組を掲げました。

⑨食品ロスの削減の推進に関する法律の公布

まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の問題に注目が集まっています。日本全体では、令和元年度に約570万トン(家庭から約261万トン、事業者から約309万トン)の食品ロスが発生したと推計されています。この食品ロスを削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取組が進められています。

⑩生物多様性と環境省レッドリスト2020

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを言います。生物多様性に関しては、その保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、2010(平成22)年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向けた我が国のロードマップと、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的とした「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月に閣議決定されています。令和2年からは次期戦略策定に向けた取組が進められており、令和3年7月に「次期生物多様性国家戦略研究会」からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。この中では「保護地域外の保全(OECM)や絶滅危惧種以外の種(普通種)の保全による、国土全体の生態系の健全性の確保」「気候変動を含めた社会的課題への自然を活用した解決策(NbS)の適用」「生物多様性損失の間接要因となる社会経済活動への対応として、ビジネスやライフスタイル等の社会経済のあり方の変革」「次期生物多様性国家戦略の構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す。」が2030年までに取り組むべきポイントとして示されています。

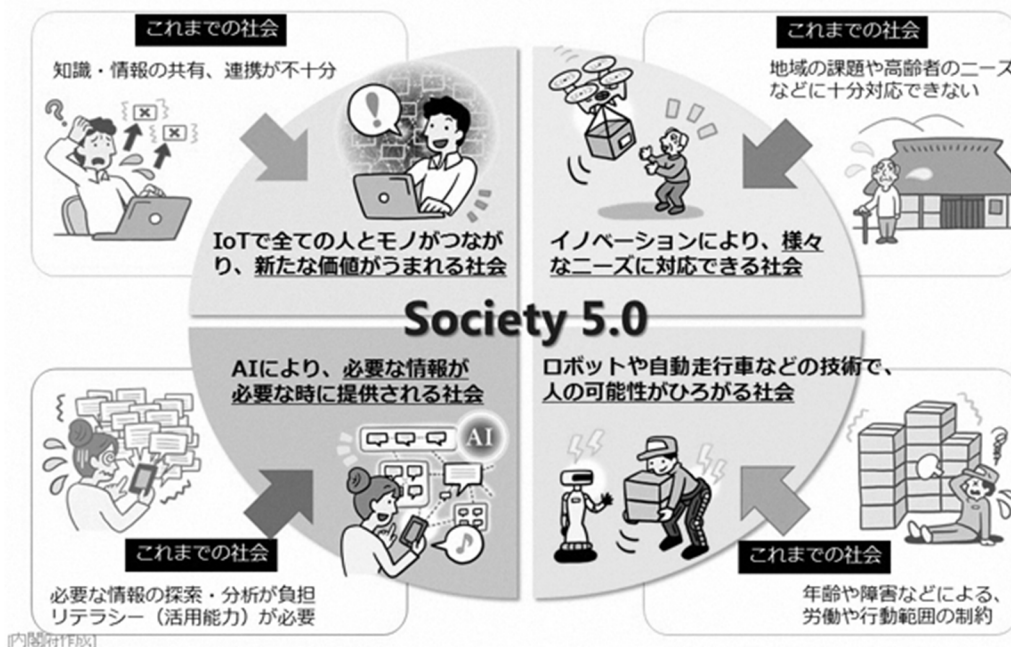
令和2年3月に公表された環境省レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)によると、我が国の絶滅危惧種は3,716種となっており、平成29年の海洋生物レッドリストにおける56種を加えると、総数は3,772種となりました。

①Society5.0に向けたAI、IoT等の技術革新

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会は「Society5.0」といわれています。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society5.0を実現するための方策の一つとして、デジタルトランスフォーメーション（DX）が挙げられており、業務の効率化やイノベーションによる環境技術の革新、防災対策の充実などが期待されます。

■Society5.0のイメージ



(2) 島田市の動向

①ゼロカーボンシティの表明

令和3年3月30日、本市では、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

島田市「ゼロカーボンシティ」表明

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で、自然災害が頻発、激甚化しています。

こうした気候変動は、私たちの生命や財産をおびやかすだけでなく、自然環境や生態系への悪影響など、もはや人類だけでなく、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言うべき、極めて深刻な事態となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が、国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、この目標を達成するためには、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることが必要」とされております。

島田市においても、本市が将来の望ましい環境像として掲げる「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまちしまだ」の実現と、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明いたします。

令和3年3月30日

島田市長 染谷絹代

②第2次島田市総合計画後期基本計画の策定

島田市では、真に豊かな暮らしを実現していくための指針であり、描くまちの姿とその実現のための新たな方策を位置付ける「第2次島田市総合計画」（以下「第2次総合計画」という）を策定し、その実現に向け取り組んできました。

令和4年3月、前期基本計画（平成30年度～令和3年度）を引き継ぐ後期基本計画（令和4年度～令和7年度）を策定しました。第2次総合計画で掲げる「選択と集中」による質的成長を重視しつつ、前期基本計画の評価や課題、今後の社会状況の変化などを踏まえた魅力あるまちづくりを実現する施策や、市民が島田市に対する誇りや愛着をより深めることができる施策を盛り込み、基本構想に掲げる将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向けて取り組むものとなっています。

また、後期基本計画では、豊かで持続可能な社会をつくり、島田市を次の世代につなげるため、総合計画の計画期間にはとどまらない長期的な視点に立った、市民・事業者・行政が一緒に考え、行動するための指針「未来につなぐ3大戦略」を定めています。

■未来につなぐ3大戦略

1. 循環型社会 今あるものを大切にして、豊かなまちであり続けます

ペットボトルのような回収資源だけでなく、空き家や公共施設などのまちのストック、さらには当市の誇る自然や歴史、文化に至るまですべてはこのまちの資源です。今ある資源を大切に循環させて使い続けることで、まちの持続的な発展を図ります。

（取組の方針）

- ①エネルギーの地産地消・省エネを推進します。
- ②可能な限り資源を地域内で循環させることで経済の好循環を生み出します。
- ③再生産可能な資源である木材の積極的な活用を推進し、「育て・使い・また育てる」の林業のサイクルを回していきます。
- ④空き家や公共施設などのまちのストックを有効に活用し、まちの活力につなげます。
- ⑤歴史や文化といったこのまちの誇る地域資源を未来に残していきます。

2. 縮充 選択と集中で、暮らしの満足度を高めます

人口減少が進むことにより、投資できる財（ヒト・カネ）は徐々に限られてきます。そのような中であっても、真に必要な施策・事業に資源を集中させ、「量」から「質」への転換を図ることで、このまちに暮らす市民の満足度を高めます。

（取組の方針）

- ①当市の特徴を磨き上げ、個性あるオンリーワンのまちを目指します。
- ②まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民とともに暮らしの満足度を高めます。
- ③拠点に集まり効率的に豊かに暮らす「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。
- ④行政経営の効率化を進めるために、市民・事業者との対話を踏まえ、事業のスクラップ&ビルドを行います。

3. DX デジタルの力で、暮らしを便利に変えていきます

国が描く Society5.0 で実現する社会の姿を見据え、「島田市デジタル変革宣言」で掲げた「市民サービス」、「地域・産業」、「行政経営」の各分野において、デジタルシフトを進めることで、「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らせる新しい社会」をつくります。

(取組の方針)

- ①行政サービス、教育分野、医療分野などにおいてデジタル技術を活用し、市民生活の利便性を向上します。
- ②誰もがデジタルの恩恵を受けられるように、世代や地域による格差の解消を図ります。
- ③商工業や農業、観光などあらゆる分野の産業DXを支援します。
- ④業務のデジタル化の推進や多種多様なデータを活用した市民サービスの提供など行政経営をスマートにします。

第2章 本市を取り巻く環境の現状と課題

第1節 市の概況

1 位置

本市は静岡県中部に位置し、大井川の両岸に広がる面積約315.7km²の市域を有しています。

本市の中央部を新東名高速道路が東西に通過するほか、その南側には国道1号、東海道本線・東海道新幹線及び東名高速道路が通るなど、交通の要衝となっています。本市の南端には富士山静岡空港があり、全国各地や世界をつなぐ空路の玄関口でもあります。

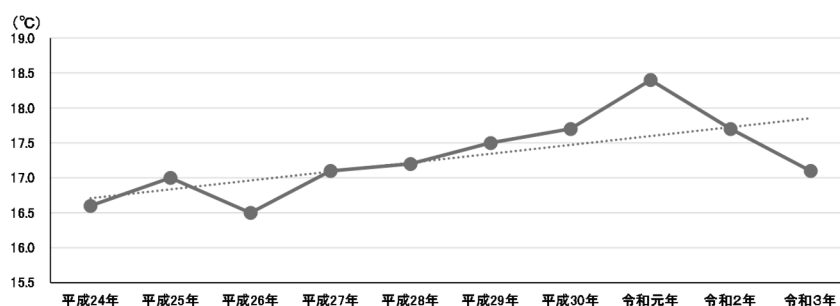
■ 島田市の位置



2 気候

本市は太平洋側気候区に位置し、冬は北西の季節風の影響により、晴天で乾燥した日が続き、逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となります。本市の気候の特色として、年間を通じて強い西風が吹き、冬期には特にこの傾向が著しくなります。

■ 本市の年平均気温の推移（島田市役所）



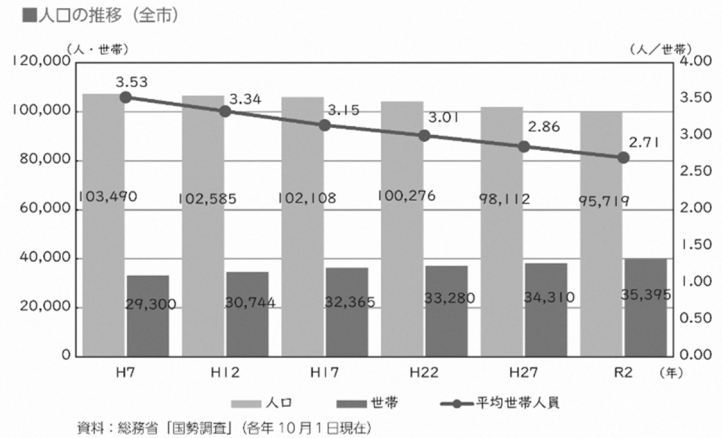
資料：気象庁

これは、風が、本市の北側や西側の山地から大井川の谷を吹き出し口として平野部に吹き降りてくるもので、気象条件よりも地形が大きく影響していると考えられます。このため平野部では冬期に乾燥し、雪が降るのはまれです。しかし、強風により北部山地に積もった雪が吹き送られ、雪がまばらに降るように見える「風花（かぎはな）」は年に数回見られます。

一方、本市における年平均気温の推移をみると、おおむね上昇傾向にあります。令和元年以降は低下しています。

3 人口

総人口は平成7年の103,490人をピークに減少に転じています。日本の総人口のピークの平成20年や静岡県人口のピークの平成19年と比較して、10年ほど早く人口減少に転じています。

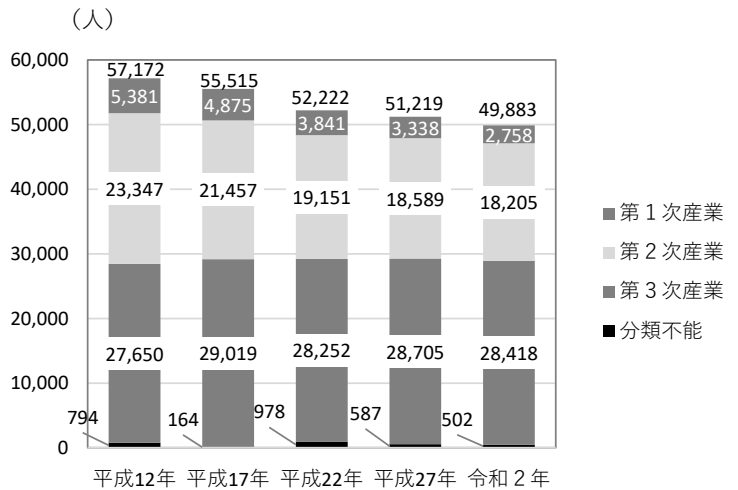


4 産業

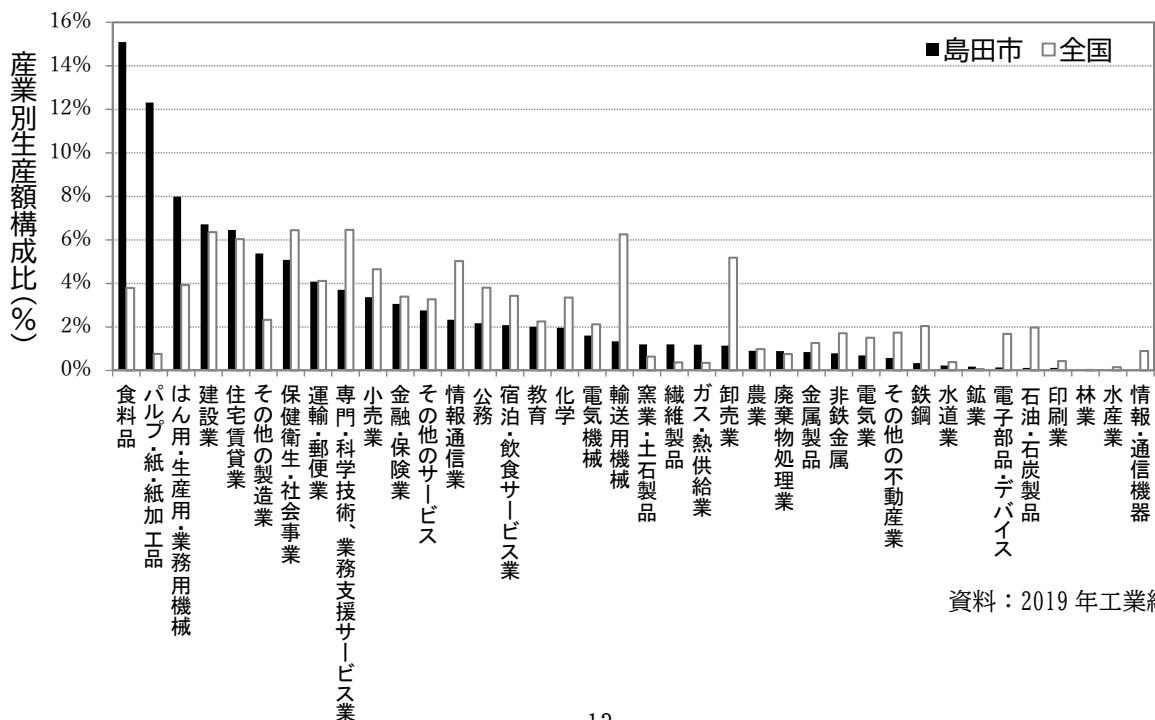
本市の産業別就業者数については、全体の就業者数が減少傾向にあり、特に第1次産業は20年間で約5割減少しています。

産業別には、食料品、パルプ・紙・紙加工品、はん用・生産用・業務用機械などの製造業が生産額の大きい産業であり、地域で強みのある産業となっています。

産業別就業者の推移



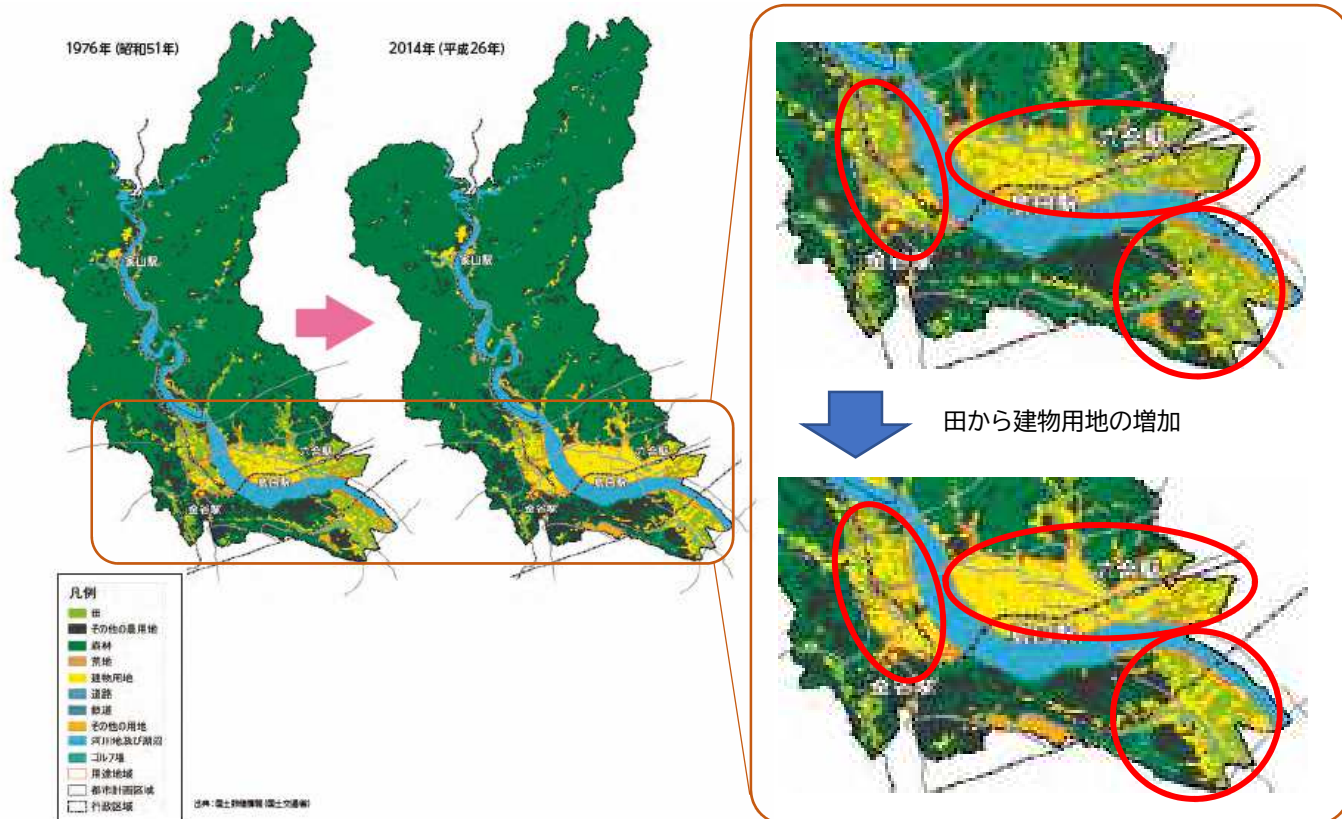
産業別生産額の構成比



5 土地利用

本市の用途地域内及びその周辺における土地利用については、昭和 51 年から平成 26 年までの約 40 年間に、田から建物用地に変化しています。

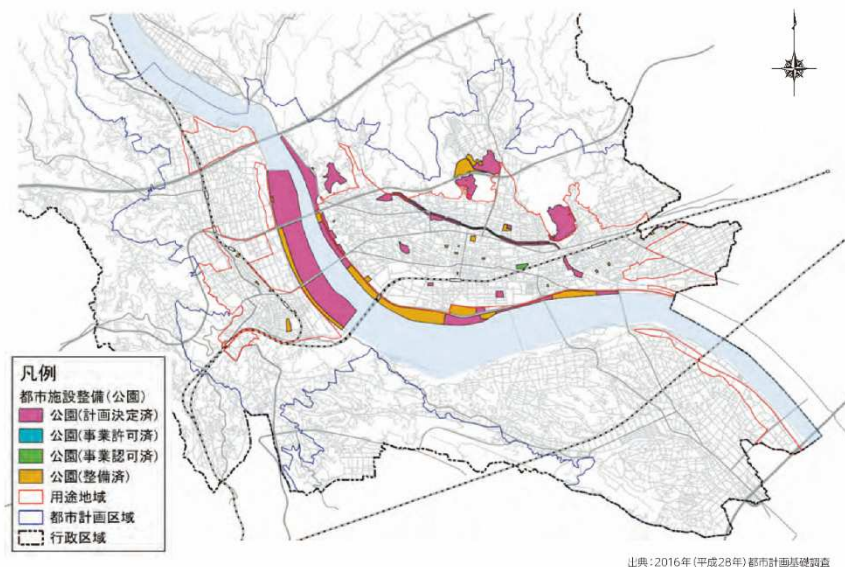
■土地利用の変遷



6 公園・緑地

本市が都市計画決定している公園・緑地の面積は、364.21ha あり、うち整備済の面積は約 73ha（整備率：約 20%）になっています。

■都市計画公園・都市計画緑地整備状況



第2節 地球環境

1 温室効果ガス

市内から排出された2019（令和元）年度における温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で853.7千tとなっており、2013（平成25）年度を基準年度として比較すると、15.8%減少しています。

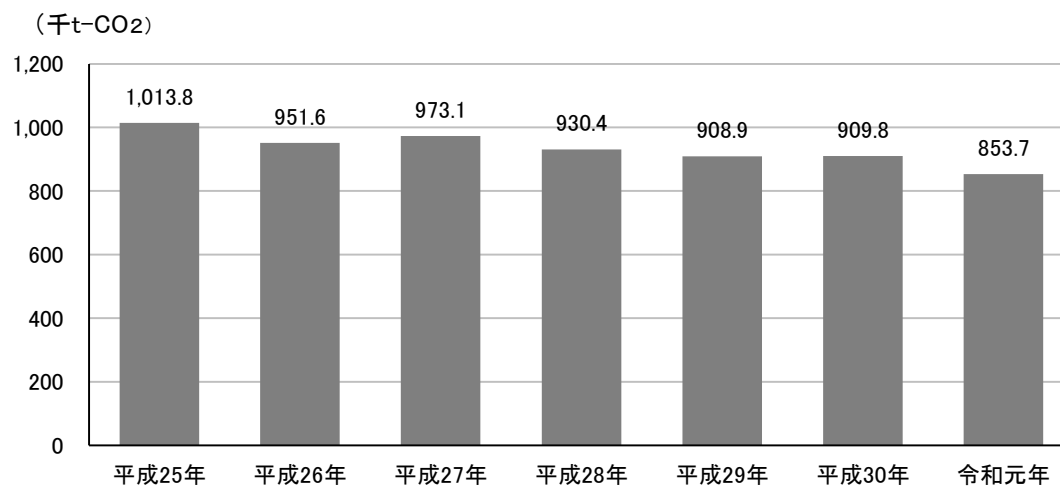
温室効果ガス排出量の推移をみると、おおむね減少傾向にあります。

■温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算）

単位：千t-CO₂/年

	基準年度 (平成25年度)	前年度実績 (平成30年度)	最新実績(令和元年度)		
			実績値	増減率	
				対基準年度比	対前年度比
エネルギー起源CO ₂	1001.9	887.7	833.7	-16.8%	-6.1%
産業部門	535.9	473.1	442.5	-17.4%	-6.5%
家庭部門	146.7	114.1	101.9	-30.6%	-10.7%
業務その他部門	112.1	103.3	95.1	-15.2%	-7.9%
運輸部門	207.2	197.2	194.3	-6.2%	-1.5%
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物処理部門)	5.9	14.5	12.6	114.1%	-12.9%
農業部門	2.6	2.5	2.5	-5.5%	-0.9%
代替フロン類	3.4	5.1	5.0	45.9%	-3.2%
排出量合計	1013.8	909.8	853.7	-15.8%	-6.2%

■温室効果ガス排出量の推移



2 交通

①交通手段

平成 30 年に実施した市民意識調査によると、日用品、日用品以外、通院での交通手段はいずれも「自家用車(自分で運転)」が最も高く、日用品では 77.8%、日用品以外では 78.1%、通院では 77.2%と、いずれも 8 割近くとなっています。バス、鉄道は 1%前後となっています。

また、自動車の保有台数については減少傾向にある一方で、電気自動車等(電気自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車の合計)はおおむね増加傾向にあります。

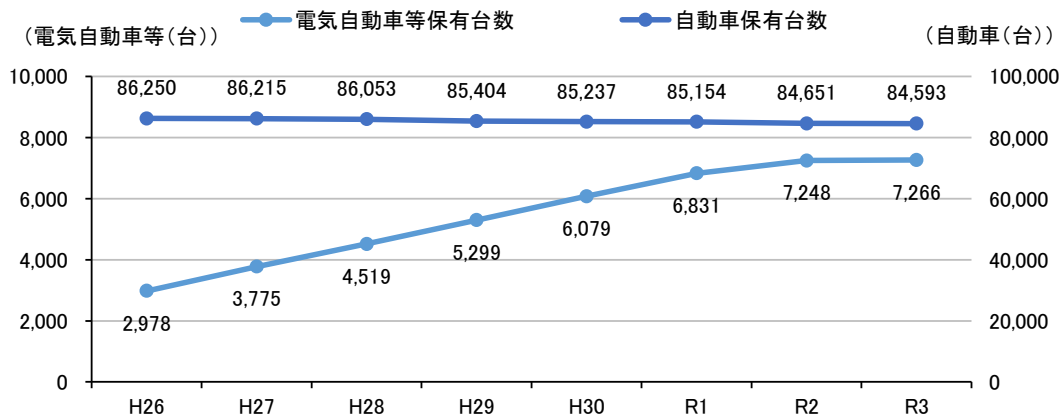
■交通手段(都市計画マスタープラン 市民等意識調査結果)

単位：%

目的	徒歩	自転車	バイク	自家用車(自分が運転)	自家用車(他人が運転)	バス	鉄道	タクシー	その他
日用品	5.8	7.2	1.4	77.8	7.0	0.2	0.2	0.2	0.2
日用品以外	1.2	2.5	0.5	78.1	14.5	0.3	1.1	0.2	1.6
通院	6.0	5.9	1.5	77.2	6.5	1.1	0.5	0.8	0.5

出典：島田市都市計画マスタープラン

■自動車保有台数と電気自動車等台数の推移



資料：静岡県自動車保有台数調査

②公共交通

本市の公共交通機関は、市域を東西に横断するJR東海道本線、大井川に沿って川根本町まで伸びる大井川鐵道大井川本線の2路線によって骨格が形成されており、これを補完するバス路線が市内各地区を連絡しています。

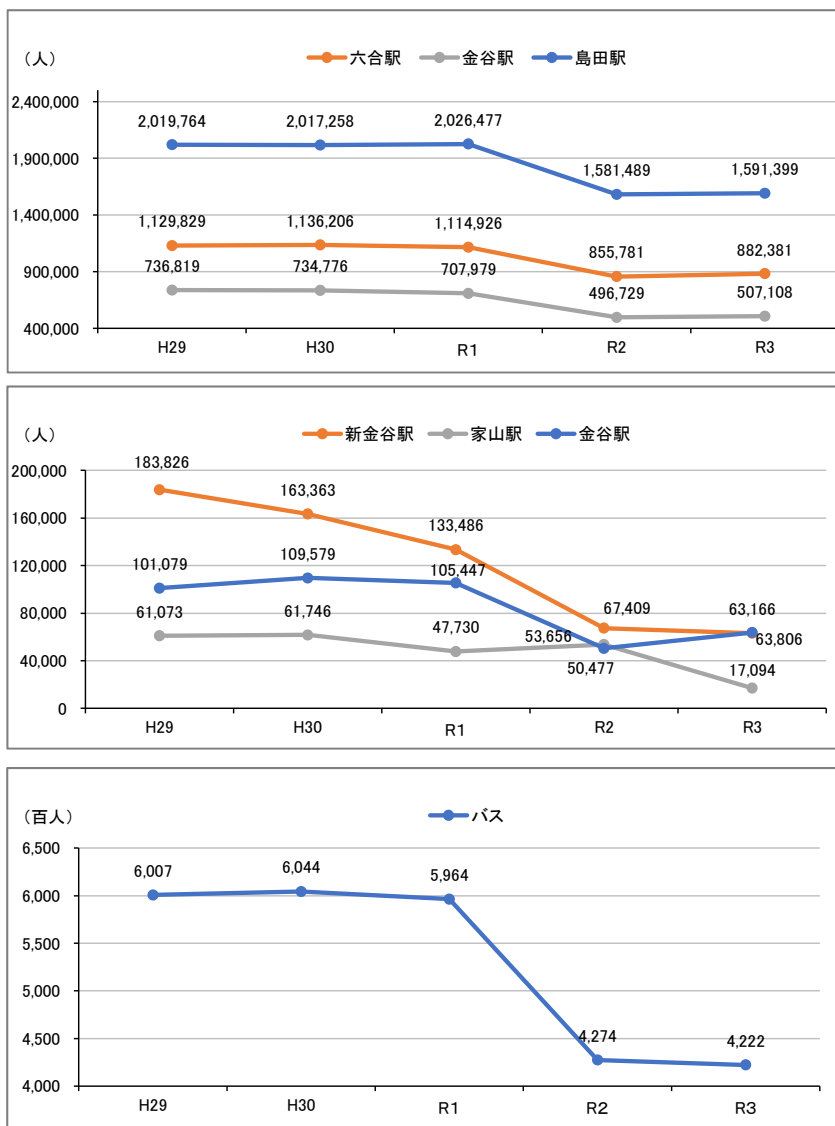
なお、令和2年、令和3年の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、感染拡大前よりも減少しています。

東海道本線3駅（島田駅・六合駅・金谷駅）の乗降客数については、ここ数年では、横ばいの傾向の後、令和元年から令和2年にかけて減少となっています。

大井川鐵道大井川本線については、拠点駅である新金谷駅、家山駅の利用者数は減少傾向にあります。

バス利用者数については、増減しながら推移していますが、全体としては減少傾向にあります。

■公共交通利用者数の推移（上段：JR 中段：大井川鐵道 下段：バス）

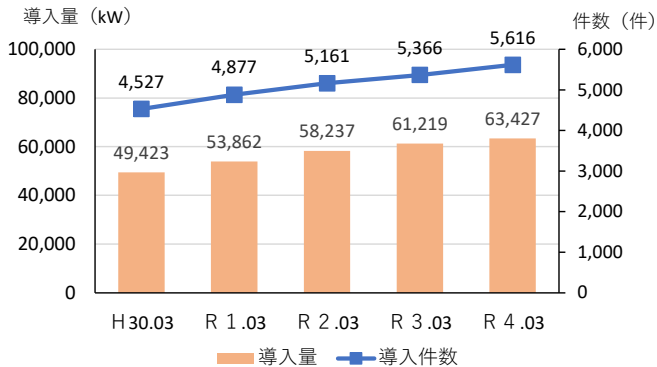


資料：島田市の統計（令和3年度版）

3 新エネルギー・再生可能エネルギー

本市では、太陽光発電などの導入が進んでいるほか、市有施設において、温泉から湧出するメタンを活用したコージェネレーションシステムの運用、ごみ焼却施設の廃熱を利用して発電を行っています。

■ F I T 認定再生可能エネルギーの導入量と導入件数の推移 ■ 市有施設の導入量（発電出力）



太陽光	149.0 kW
太陽光 (P P A)	208.5 kW
メタンガス	100.0 kW
廃棄物	1,990.0 kW
合計	2,447.5 kW

資料：再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報
公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）より作成

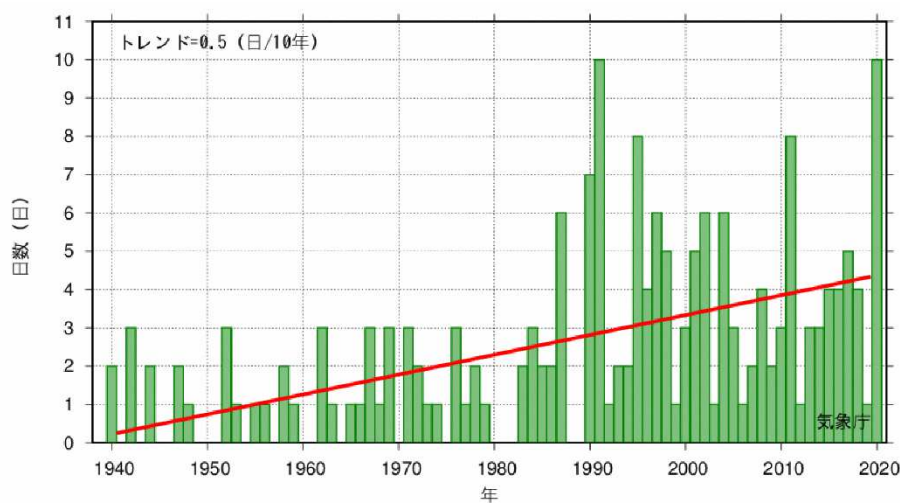
資料：島田市

5 気候変動

静岡県内において、猛暑日の年間日数が増加傾向にあります。本市付近では、平均気温の上昇や、真夏日の年間日数が増加する傾向もみられます。

令和元年度に静岡県が開催した市民ワークショップや、農林水産業の従事者等を対象とした訪問ヒアリングなどを通じて、静岡県で起こっている気候変動の影響について情報収集を行ったところ、台風が強力なまま上陸する、熱中症になる人が増えた等の意見があがっています。島田市の各地点では桜の開花、満開、終わりのそれぞれの日が早まっており、気温の上昇によって桜の開花時期が早まっている可能性があります。

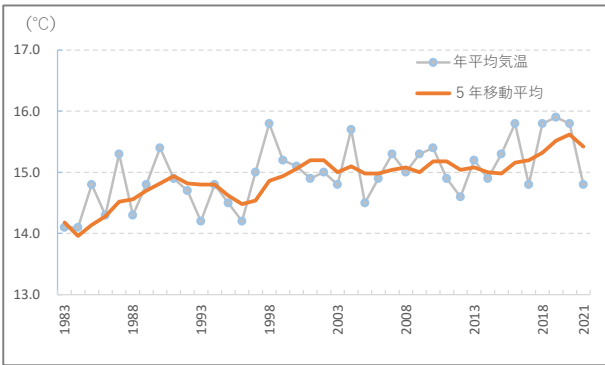
■ 静岡県の日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数（1940年～2020年）



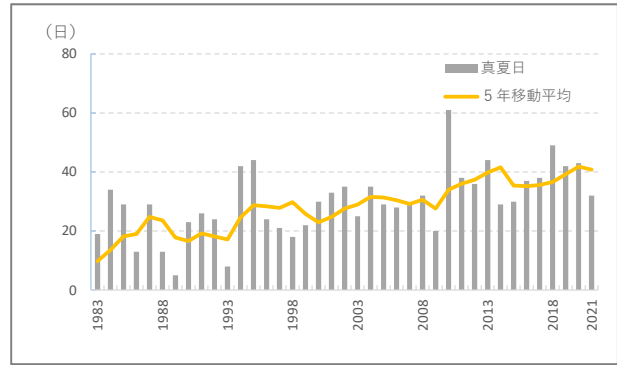
資料：気象庁

■ 気温の経年変化（菊川牧之原）

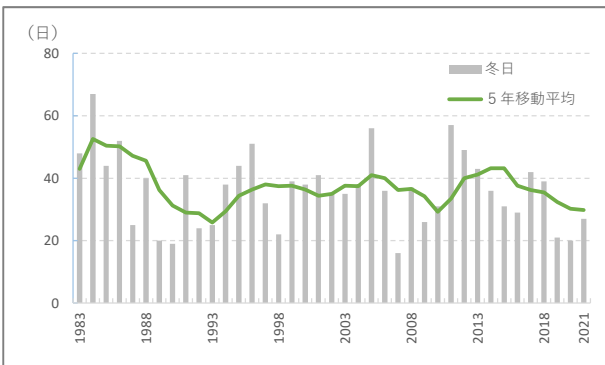
・ 年平均気温



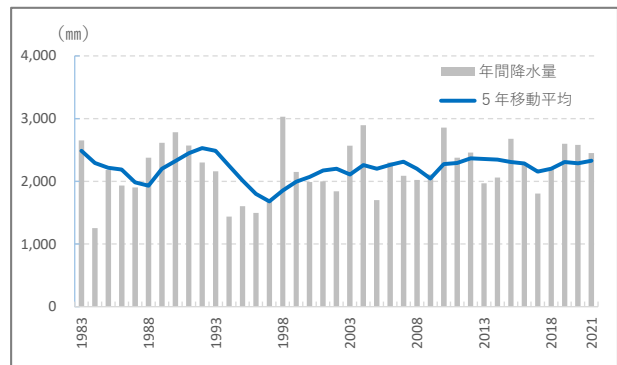
・ 真夏日



・ 冬日



・ 年間降水量



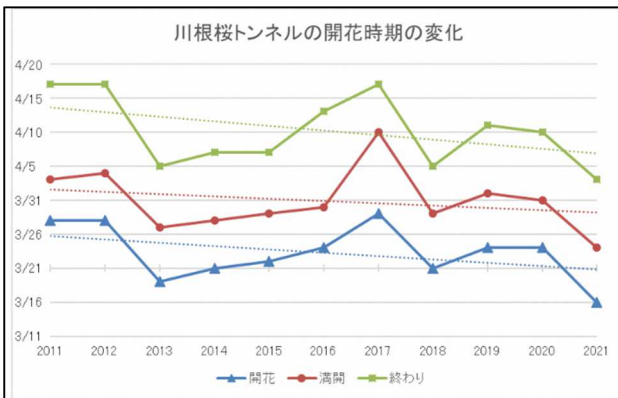
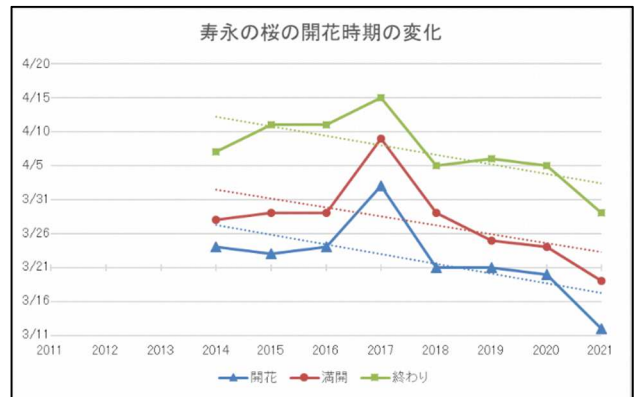
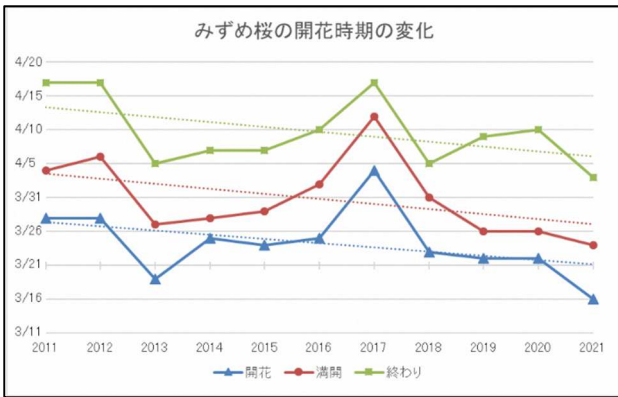
資料：気象庁

■ 静岡県民が普段「感じる」「聞いている」「知っている」温暖化の影響（県全域に関する意見から一部抜粋）

	発生年代	分野	内容
1	1990年代くらいから	経済活動・ 県民生活	衣替えの時期は40年以上前は6月1日、10月1日が妥当であり、違和感はなかった。今は1ヶ月ずれている。
2	数年前から（2010年以降から）	健康	3月、4月でも夏の日差しのように頭や体に日があたると痛い。
3	数年前から（2010年以降から）	自然災害	台風シーズンに多くの強力な台風が発生することが多くなり、災害リスクが高まっている。特に本州は、従来は台風が弱まってから上陸していたが、最近は強力なまま上陸する。
4	数年前から（2010年以降から）	健康	5月頃から真夏日になり入梅明けで体がなれない時に毎日25℃以上の日が続ぎ、熱中症になる人が増えてきた。
5	数年前から（2010年以降から）	農業・林業・ 水産業	2月中旬から3月上旬位暖かい天気が10日ほど続くと茶樹の新芽が動き出して萌芽プロセスが始まるので、3月下旬～4月の低温で霜害多発する。
6	2000年以降から	自然災害	子どもの頃は、竜巻はアメリカの出来事かと思っていたが、日本でも毎年おきている。

資料：静岡県（令和元年環境省委託事業「国民参加による気候変動情報収集・分析事業」）

■島田市内の桜の開花時期の早まり



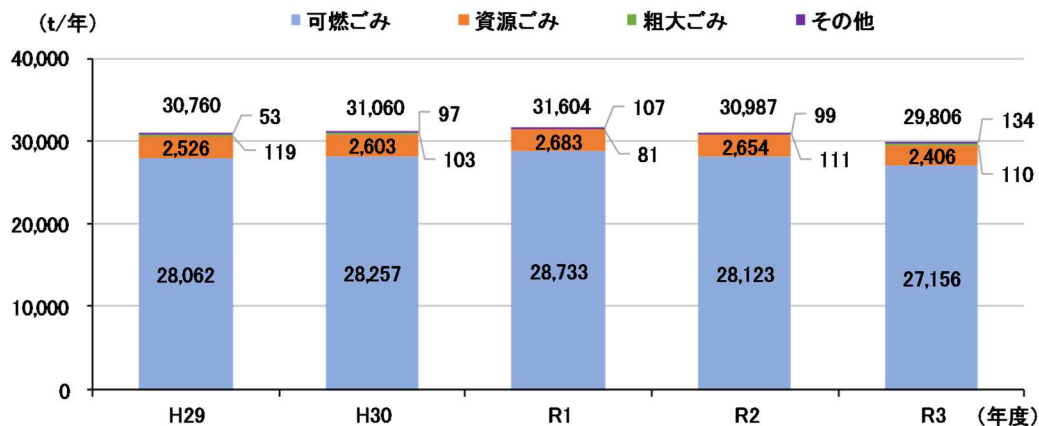
以上の資料：島田市環境課

第3節 資源循環

1 ごみ

ごみの排出量をみると、全体としては令和元年度まで増加した後、減少傾向にあり、この傾向は可燃ごみ、資源ごみについても同様となっています。

■ごみ排出量の推移



資源化量は減少傾向にあります。令和3年度における資源化量は5,218t、リサイクル率は17.0%であり、項目ごとでは熔融スラグが最も多く、次いで金属類、ガラス類が多くなっています。

■回収処理量の推移

項目		単位	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
市回収	金属類	t/年	885	952	1,151	1,215	1,078
	紙類	t/年	644	565	493	437	387
	牛乳パック	t/年	22	20	21	21	19
	ガラス類	t/年	912	984	966	969	884
	ペットボトル	t/年	191	183	185	183	188
	白色トレイ	t/年	12	12	12	13	12
	容器包装プラスチック	t/年	2	3	2	2	2
	肥料	t/年	31	20	21	9	10
	熔融スラグ	t/年	1,729	1,736	1,715	1,639	1,556
	廃食用油(BDF)	t/年	6	7	7	6	6
	乾電池	t/年	30	35	32	31	35
	蛍光灯類	t/年	11	13	10	12	9
	古布類	t/年	42	48	60	63	68
	小計	t/年	4,517	4,578	4,675	4,600	4,254
集団回収	紙類	t/年	1,561	1,468	1,328	1,010	916
	牛乳パック	t/年	2	2	2	1	1
	金属類	t/年	51	51	50	49	47
	小計	t/年	1,614	1,521	1,380	1,060	964
資源化量計	t/年	6,131	6,099	6,055	5,660	5,218	
ごみ処理量 (市回収・処理+集団回収)	g/人・日	32,374	32,581	32,984	32,047	30,770	
リサイクル率	%	18.9%	18.7%	18.4%	17.7%	17.0%	

※市回収量のみのため民間回収量は含みません。

■生ごみ処理容器「キエーロ」



コラム：キエーロ

キエーロとは、黒土に含まれる微生物により、生ごみ自体を消滅させる容器のことです。平成 29 年 8 月から無料貸出を実施しています。

<キエーロのメリット>

- ・やり方が簡単です。(動作は 3 つです。)
 - ①容器の中の黒土を 20 センチメートル～30 センチメートル程度シャベルで穴を掘る。
 - ②掘った穴に生ごみを入れ、黒土とよく混ぜます。
 - ③乾いた黒土をしっかりと(生ごみが見出さないように)生ごみに被せます。
- ・乾いた黒土で生ごみをしっかりと被せると、臭いがしません(もともとの土の臭いしかしません)し、虫が湧きません。(コバエもきません。)
- ・ランニングコストがかかりません。(電気は使いません。)
- ・生ごみを入れても黒土は減りもしないし、増えもしません。

第4節 自然環境

1 河川

市内には、一級河川の大井川や菊川、その支流をはじめとした多くの河川があり、大きく4つの水系に分けられます。各水系は最終的に、菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外は全て駿河湾に流れ込んでいます。

■市内の主要河川

水系名	水系を構成する主要河川
大井川水系	大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川
栃山川水系	栃山川、東光寺谷川
菊川水系	菊川
湯日川水系	湯日川

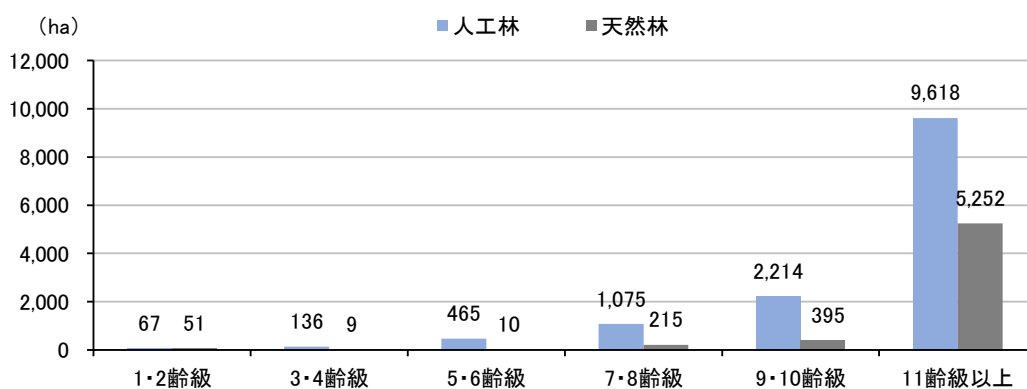
2 森林

本市の市域に占める森林の割合は約66%であり、市北部を中心に豊富な森林資源が残されています。森林は、生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収、水源涵養、土砂災害の防止など、多面的な機能を有しています。

本市では、島田市森林整備計画に基づき、事業者から提出される森林経営計画の内容の確認、助言・指導を行っているほか、山林を適正に管理するため、間伐や下草刈り、放置竹林の伐採などの森林の維持管理活動への支援を行っています。

また、保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進めるため、荒廃森林・竹林の針広混交林化及び多様性のある広葉樹林化への誘導を支援しています。

■民有林の齢級別面積（令和2年3月31日現在）

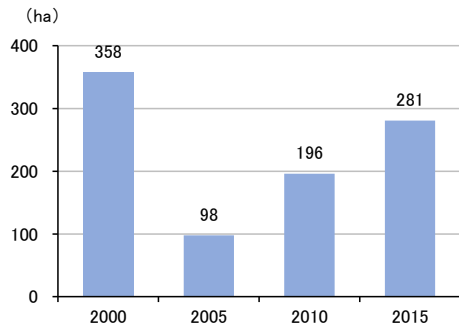


資料：島田市森林整備計画

3 農地

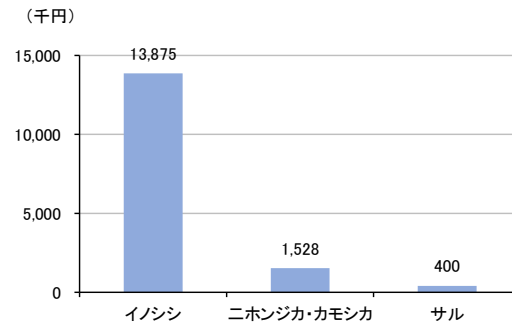
本市の農業は、島田市農業振興地域整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図っていますが、荒廃農地の面積は近年増加傾向にあるほか、イノシシなどの鳥獣による被害がみられます。

■荒廃農地の推移



資料：農林業センサス

■野生鳥獣被害金額（平成 29 年）



資料：島田市鳥獣被害防止計画

4 生物

本市には広大な森林や大きな河川があり、里山環境を維持するための茶畑や水田も数多く残っていることから、さまざまな動植物が生息しています。市内にある天然記念物には「智満寺の十本スギ（国指定）」や「安田の大シイ（市指定）」をはじめとする大樹や、最終氷期の遺存植物である「牧之原公園斜面のカタクリ（市指定）」などがあり、いずれも島田市の歴史や文化を伝える重要な生物です。

しかし、近年では外来生物に関する問題もあります。本市内でも、古くからブルーギルやオオキケンケイギクなど特定外来生物の存在は確認されており、近年ではアライグマ、アカボシゴマダラなども確認されています。

■安田の大シイ



資料：島田観光協会

■牧之原公園斜面のカタクリ



資料：島田市博物館

第5節 生活環境

1 水資源

①河川・池

大井川及び市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

また、本市には基準値が定められた止水環境はありませんが、市内の代表的な止水環境である野守の池の水質調査を年4回行っていきます。

②地下水

本市の生活・農業・工業用水は、表流水及び地下水を水源としています。大井川流域では、地下40から65mの大井川扇状地が帯水帯となっており、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

地下水利用の適正化のために、本市を含む大井川流域の4市1町で構成される「大井川地域地下水利用対策協議会」での地下水位・塩水化の監視、地下水採取者への採取量報告の依頼を行っています。

また、地下水を涵養するため、雨水浸透ますの設置を推進しています。

③水道

本市の生活用水（上水道、簡易水道）は、表流水、地下水、大井川広域水道企業団（水源は表流水）及び大井上水道企業団（水源は地下水）からの受水を水源としています。

令和3年3月31日現在の給水人口は94,791人で、普及率（給水人口／給水区域内人口）は97%です。

④下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成7年4月1日に供用が開始され、令和3年度の水洗化率は、79.5%となっています。

生活排水については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組んでいます。

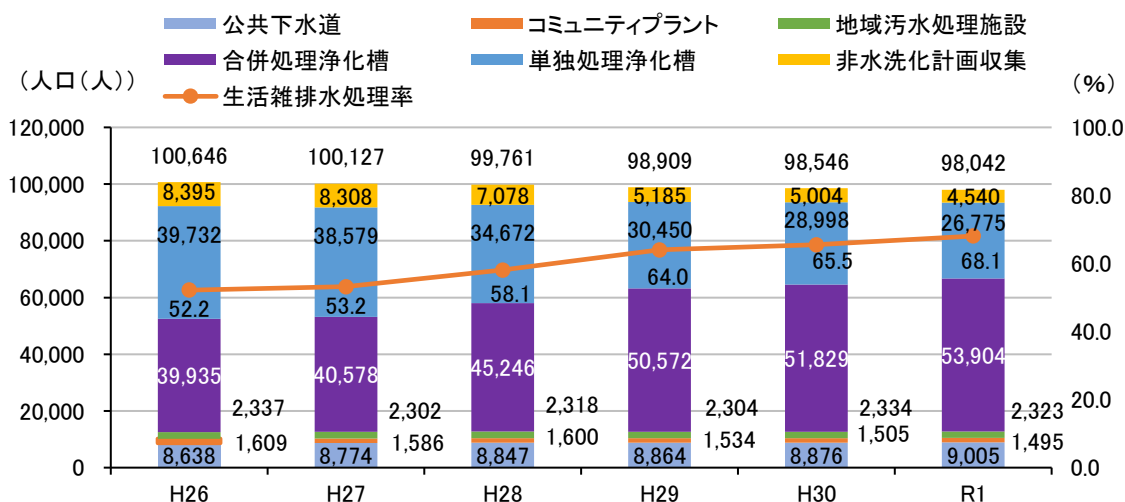
浄化槽の普及状況

（単位:人）

年 度	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
令和元年度	1,495	53,904	26,775
令和2年度	1,453	54,563	25,773
令和3年度	1,428	54,559	25,472

※ 浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出

■し尿処理人口の推移



資料：島田市一般廃棄物処理基本計画

2 大気

本市では、大気環境の常時監視を続けているほか、工場との環境保全協定の締結により大気環境の一層の改善に努めています。

窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微粒子状物質（PM2.5）、非メタン炭化水素は環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、注意報等の発令はありません。

3 悪臭

悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質（化学薬品やし尿処理場などでの過剰な悪臭）と複合臭気（様々な物質の混合臭）の2種類があります。

4 騒音・振動

工場騒音・工場振動に対しては、一定規模以上の設備を備えた工場について定期的な監視を行っています。

交通騒音については、環境基準達成率が90%を超えています。航空機騒音は、市内の各測定点でいずれも環境基準を達成しています。

5 有害化学物質（地下水・土壌）

有害化学物質であるダイオキシン類は、法律で届出によって管理しています。県や市によってダイオキシン類の調査が行われており、地下水の調査は毎年市が、土壌の調査は県が実施しています。近年の調査結果は、いずれも環境基準値以下となっています。

6 公害対策

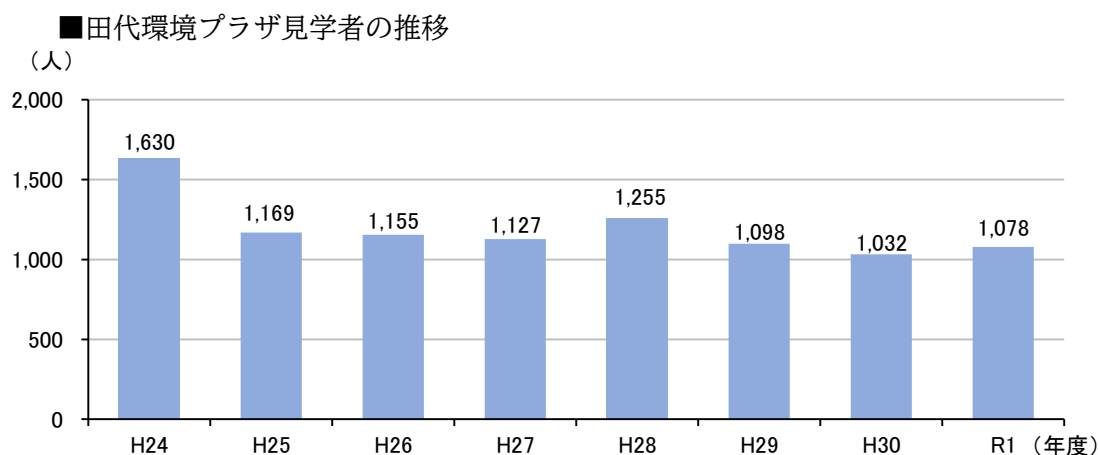
市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とした公害関連法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。令和4年3月末時点で16工場と協定を締結しています。

第6節 環境教育・協働

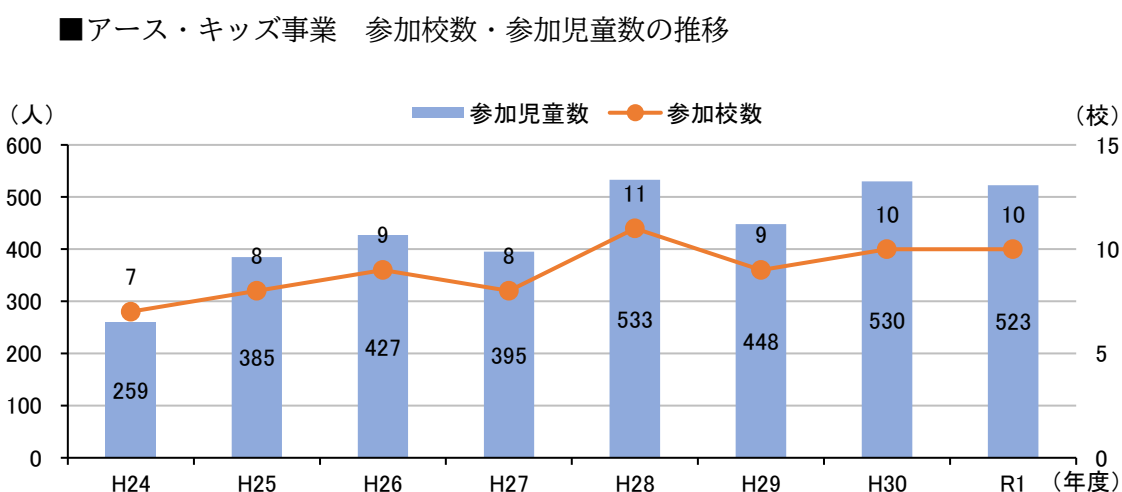
本市では多様な環境教育を実施しています。一般廃棄物焼却施設である田代環境プラザでは、見学を受け付けており、近年では毎年見学者が1,000人以上となっています。

また、地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を実施しています。近年では参加校は10校、500人前後の参加がみられます。

市内の環境美化活動としては、市内一斉環境美化活動、リバーフレンドシップ、ボランティア・サポート・プログラム、アダプト・ロード・プログラムがあり、令和2年度は54団体が参加しています。



資料：島田市環境報告書



資料：第2次島田市総合計画、H29年度以降は環境報告書

第7節 市民の環境への意識

1 市民会議からの意見

本計画の策定にあたり、ワークショップ形式による市民会議を開催しました。

■第1回 島田市についてどう思う？

島田市の優れているところ、残念（改善が必要）と思うところ、私が心掛けている環境にやさしい対策について意見を出し合いました。

主な意見

<p>■ 島田市の優れていると思うところ</p> <p>○自然環境（山・川） ○大井川の恵み ○交通の利便性 ○人が優しい・穏やか ○お茶・SL・ごみの分別 等々</p>
<p>■ 島田市の残念（改善が必要）と思うところ</p> <p>○にぎわい（駅前・商店街・商業施設など）が少ない ○豊かな自然環境が活かしていない ○山間部への対応（人口減・交通） 等々</p>
<p>■ 私が心掛けている環境にやさしい対策</p> <p>○車のアクセルをあまり強く踏まない ○キエーロを使っている ○包装資材は少なく、エコバッグ ○地産地消を心掛けている ○プラスチックを買わない ○フードロス無くす ○物を買う時には選んで買う（原料、どこ産か） 等々</p>

■第2回 “ミライ”の島田市の姿

島田市の”いいところ”、”もっと良くしたいところ”から島田市の”ミライ”の姿（将来像）を描きました。

主な意見

島田市の”いいところ”	島田市の”もっと良くしたいところ”		島田市の”ミライ”の姿 (将来像)
自然の豊かさ 生活の質の豊かさ	自然の保護、保全 資源が循環できるような保 全を進める	→	・エネルギーも地産地消に
人の良さ（コミュニケーション）	ゴミに対する意識	→	・食べ物も自分たちで育てて作り、 それを食べて健康に心も充実してく らせる街に
人が温かい、優しい、のんびりしている	新しいエコなシステムを勇 気をもって取り入れてほしい！ 有機栽培のお茶をアピール してほしい。	→	・各家庭がキエーロ等のコンポスト を所持 ・野菜の栽培を全て有機野菜にし、 土を浄化し水も浄化。CO ₂ も削減 する。
自然、山、木、水、川 魚、海、茶 ゴミ出しが楽	ゴミの出ない街 自然の遊び場	→	・車を使用しない地区 ・個性的な色々なキャンプ場の多い 島田市 ・自然体験ゾーン ・アスレチック

■第3回 分野ごとの将来のイメージ

第2回の意見を基に、次期環境基本計画の4つの分野を仮に設定し、分野ごとの将来のイメージを描きました。

主な意見（仮に設定した分野ごとに整理）

1 持続可能なまち

- 島田市には山も川もあるっていう点を生かして、再生可能エネルギーを
- 水素使用エネルギーを使ってCO₂を排出しないまち
- 空き家を活用した自然の中のワーケーション 等々

2 循環型のまち

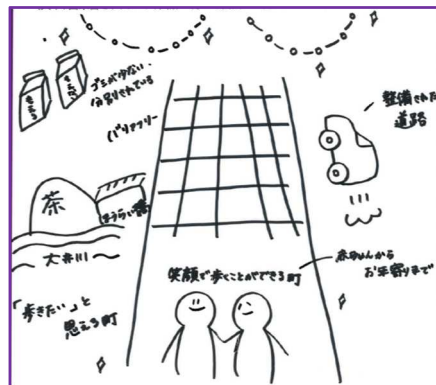
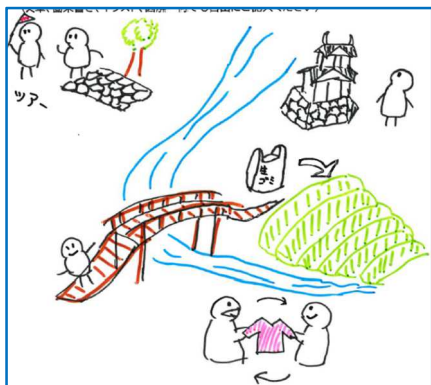
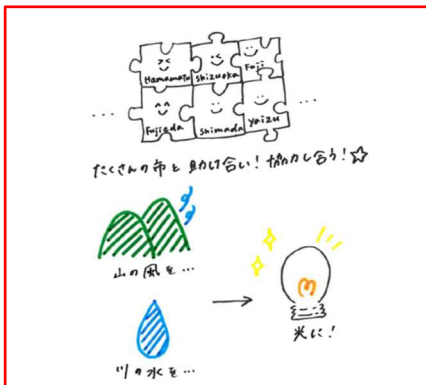
- 資源の循環ツアー →資源循環、環境負荷減を体感
- 問題と問題をつなげたら解決するかも →空き家、空き地、田、畑の利活用
- 無駄がない →地元農家が作った野菜をスーパーで売る、学校のバザーでいらぬものを欲しい人のもとへ 等々

3 自然豊かなまち

- 自然と景観の両立化 →街の風景に緑を取り入れた地域、生態系を変えないようにすること
- 今のままの島田で →川・山・畑・茶畑等の自然を維持、あふれている雑草をきれいに取る
- 自然を生かしたキャンプ、河川敷の活用 等々

4 暮らしやすいまち

- 町が明るい、ごみが少ない、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方が暮らしやすいまち
- 若者が島田に →サテライトオフィスを仕事に、若者が島田ですごせる環境、若者と高齢者との共存
- 公共交通機関の充実 等々



■第4回 将来像に向けた取組・キービジュアルの検討

第3回までの意見を踏まえて作成した計画の骨子案を基に、将来像の実現に向けた「みんなのできる取組」「具体的な取組」とキービジュアルへの提案を行いました。

主な意見

将来像実現に向けたみんなのできる取組提案	将来像実現に向けた具体的な取組提案	キービジュアルへの提案内容
・教育（キエーロの使用、学校での農業体験、畑づくり）	・循環型社会（市民農園の整備、空き家（畑）の貸出	・市民農園や山間地の畑付空家でキエーロを活用する様子
・家庭でのごみを徹底的に減らす。特に、生ごみ・プラ容器を減らす。	・キエーロを導入しよう！ ・紙が主体の容器を使用する。	・全体的に緑（木など）を増やしたい。
・現状（今後改善していかなければならない問題を理解している人が、理解していない人に伝える	・子どもの家に市内で誇る自然について知ってもらうために、小・中・高全部で授業の中で扱ったり、実際に足を運んで体験してもらうような取り組みをする	・地球が絶滅危惧種であることを知ってもらおう。地球を救えるのは、現代の私たち一人ひとりである。若者はSNSをよく利用し、影響を受けるので、インフルエンサーに発信してもらおう。

■第5回 計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」

家庭でできる脱炭素の取組とその効果についての講義の後、第4回で提示したキービジュアルの修正版の確認と、市民の役割として、環境政策を着実に進めるための方策について話し合いました。

主な意見

計画を推進していくうえでの「わたしたち市民の役割」
<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を心がける ・目で見えるCO₂削減効果を島田市民全員で分かち合える仕組みをつくる ・イベント、祭りへの市民参加時にゼロカーボンへの取組をアピールする ・エコポイント制導入 ⇒Myはし、袋不要、廃品回収参加など ⇒ポイントで買い物 ・ごみの減量、フードロスの削減、農業の有機化によりCO₂を減らすことは、自分達が暮らす大切な故郷の大地や大気を守ることだという意識を、もっとたくさんの人々に持ってほしい。 ・環境に関する学びの場をたくさんつくる ・情報収集先（学校、地域、友人）を持つ ・楽しんで、エコイベントに参加する！！（楽しむがポイント！） ・小・中学校にキエーロ設置 ⇒生ごみ回収 ・若い世代の発信力を生かす（SNS） ・自分達学生が真剣に考え、訴える必要があると思いました。学校の授業等で社会、環境問題について知る機会が多い我々子ども達が、親である大人に、それについて話をし、働きかけることで、親の意識を変え、それが社会全体を動かしていく一歩になればいいと思いました。

2 総合計画市民意識調査結果より

(1) 環境配慮行動

令和4年度の総合計画市民意識調査によると、環境問題や環境を守ることにについて家族や友人と話し合う内容は「エネルギー（省エネ・再エネ）」の39.4%、「資源循環(生ごみ・たい肥化・リサイクルなど)」の38.4%が多い一方、話し合っていない人も30.1%となっています。

また、環境に配慮された商品やサービスについては「優先して買いたい」が65.4%、次いで「関心がない」が23.5%となっています。

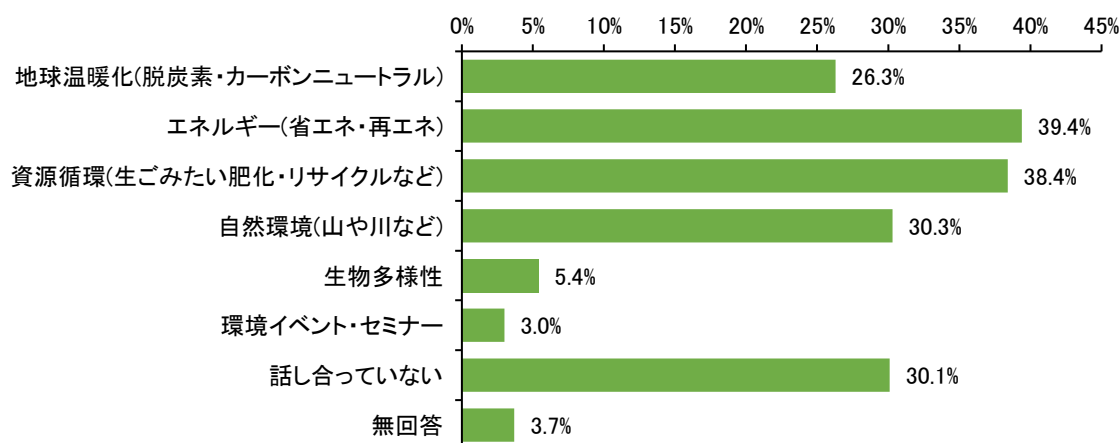
環境のためにごみを減らす努力について、「している」人が多く54.2%、次いで「どちらとも言えない」が35.4%となっています。

脱炭素型のライフスタイルの実践についてたずねてみると、食品ロスの削減や野菜を増やした食生活などの食事については87.2%、公共交通機関の利用、エコドライブの実施、エコカーの活用、テレワークの推進などの移動については58.1%、断熱リフォームの実施、再エネ電気への切替、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への住替えなど住居については21.6%が実践していると回答しています（「いつもしている」、「たいていしている」、「たまにしている」の合計）。

ごみを減らす、食事、移動といった日常の生活行動における環境配慮は回答者の5割以上が取り組んでいる反面、環境問題や環境を守ることにについて話し合う機会がないという人や、住居における脱炭素スタイルの取組をしていない人が一定程度みられたりすることから、引き続き環境配慮行動に関する啓発が重要です。

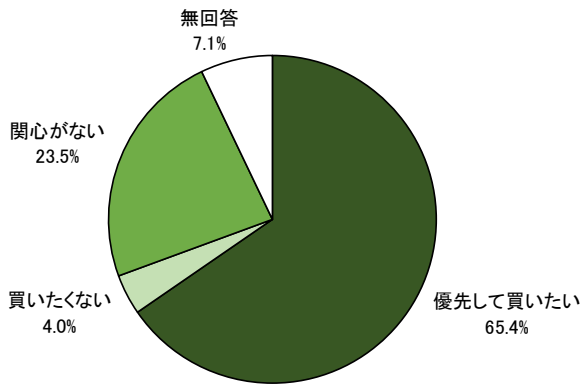
■環境問題や環境を守ることにについて家族や友人と話し合う内容（当てはまるもの全てに○）

(N=1,258)

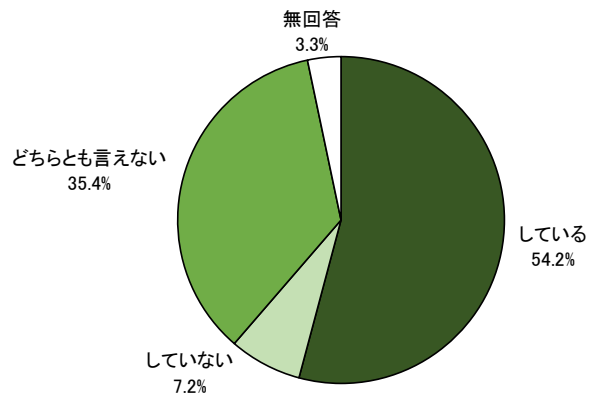


資料：令和4年度総合計画市民意識調査報告書

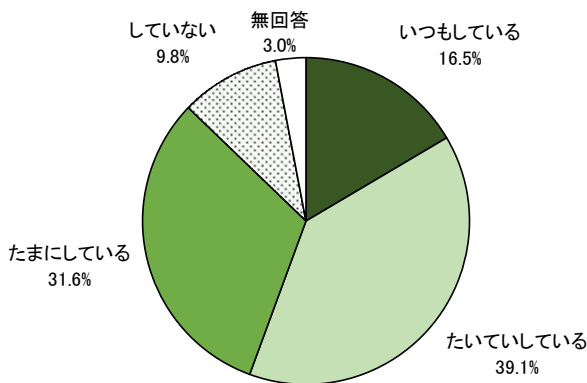
■環境に配慮された商品・サービスの購入意向（1つに○）（N=1,258）



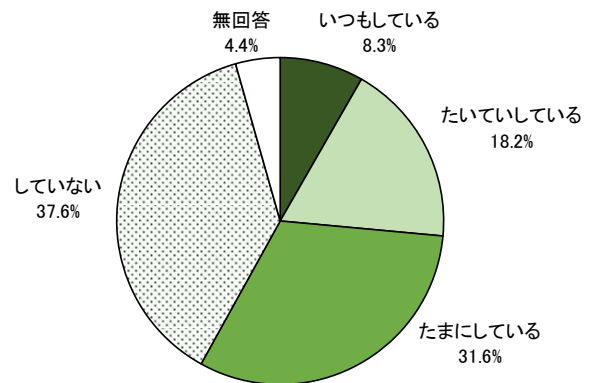
■環境のためにごみを減らす努力の有無（1つに○）（N=1,258）



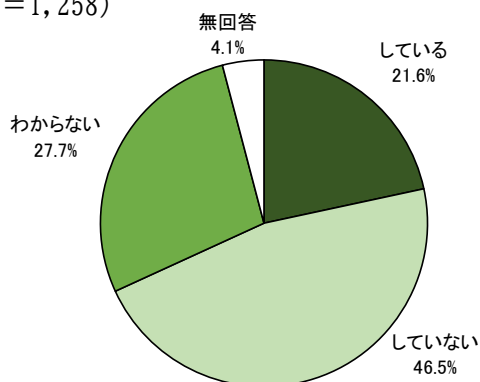
■食事における脱炭素型ライフスタイル（食品ロスの削減や、野菜を増やした食生活など）の取組の状況（1つに○）（N=1,258）



■移動における脱炭素型ライフスタイル（公共交通機関の利用、エコドライブの実施、エコカーの活用、テレワークの推進など）の取組の状況（1つに○）（N=1,258）



■住居における脱炭素型ライフスタイル（断熱リフォームの実施、再エネ電気への切替、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）への住替えなど）の取組の状況（1つに○）（N=1,258）



資料：令和4年度総合計画市民意識調査報告書

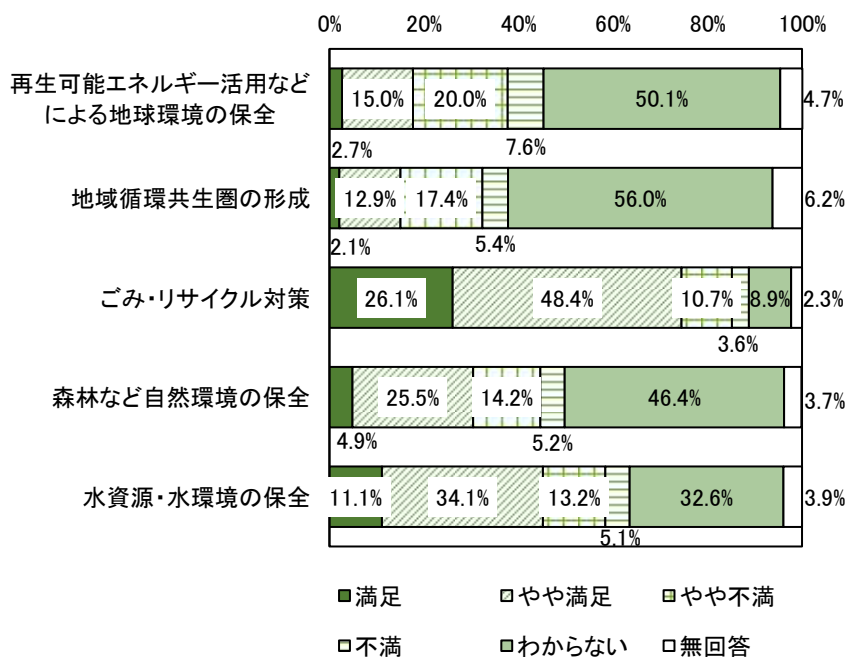
(2) 環境・自然に関する施策の満足度・重要度

環境・自然に関する施策の満足度について、『満足割合』（「満足」、「やや満足」の合計）は「ごみ・リサイクル対策」が最も高く 74.5%となっています。一方、『不満割合』（「不満」、「やや不満」の合計）は「再生可能エネルギー活用などによる地球環境の保全」が最も高く 27.6%となっています。

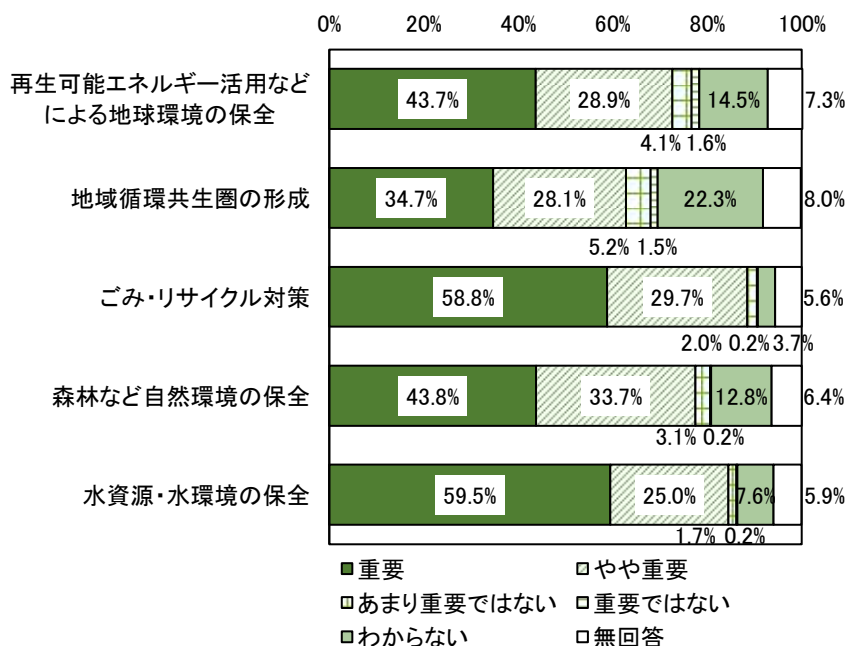
重要度について、『重要割合』（「重要」、「やや重要」の合計）は「ごみ・リサイクル対策」が最も高く 88.5%で、次いで「水資源・水環境の保全」が 84.5%となっており、すべての項目で8割を上回っています。

環境・自然に関する施策は、水、ごみ・リサイクルを中心に重要ととらえられており、今後は水環境の保全や、再生可能エネルギーの啓発と活用に向けた取組が求められています。

■環境・自然に関する施策の満足度



■環境・自然に関する施策の重要度



資料：令和4年度総合計画
市民意識調査報告書
(N=1,258)

第8節 第2次環境基本計画（後期基本計画）の振り返り

第2次環境基本計画（後期基本計画）の5つの基本目標ごとに振り返りを行いました。

※評価

「数値目標」について、令和3年度の数値を現状値とし、下表の区分により評価しました。

数値の状況	評価
現状値が目標値以上である場合	A
現状値が基準値以上だが、目標値に達していない場合	B
現状値が基準値未満である場合	C
未評価（新型コロナウイルスの影響等により評価できないもの）	—

基本目標1 自然環境の保全

取組の進捗状況と評価

伊太田代地区とその近隣における猛禽類の生息・繁殖活動件数で目標値を達成しているほか、河川や環境保全型農地の実施、愛護団体の団体数が維持されている一方、森林や農地の荒廃が進行しています。

取組の方向	指標名	平成29年度基準値	数値の推移			令和4年度最終目標	最終目標に対する令和3年度の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1-1 川や水を守る	上水道有収率	76.1%	75.0%	73.9%	73.8%	79.0%	C
	河川愛護団体数	14団体	14団体	14団体	14団体	18団体	B
	雨水浸透施設設置助成件数（累計）	407件	409件	409件	415件	500件	B
	大井川の水環境に対する市民の関心度	67%	57.1%	70.6%	35.0%	70.0% (令和3年)	C
1-2 森林を守る	森林整備面積（年間）	226.3ha	229.6ha	202.7ha	191.85ha	310ha	C
1-3 農地を守る	再生が可能な荒廃農地面積（年度末時点）	36.1ha	47.9ha	48.6ha	39.2ha	30.0ha (令和3年)	C
	認定農業者数（年度末時点）	384人	385人	387人	371人	402人	C
	環境保全型農業実施面積	25ha	36ha	37ha	41ha	55ha	B
1-4 自然の心れあいや多様な生き物を守る	自然体験教室の参加者数	989人	776人	236人	289人	950人	—
	公園愛護会登録団体数	47団体	47団体	47団体	49団体	49団体	B
	伊太田代地区とその近隣における猛禽類の生息・繁殖活動件数（毎年3月時点）	3件	4件	2件	3件	3件 (令和3年)	A

課 題

●上水道施設の維持及び川と水を守る活動の支援

上水道の有収率の向上のため、施設の維持が課題となっています。

また、河川愛護活動の支援や県・流域関係市町との連携による水辺づくりのほか、雨水浸透施設の助成についてPRの手段等の見直しをしながら普及に努めるなど、川と水を守る活動の支援が課題となっています。

●二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備

カーボンニュートラルに向けた二酸化炭素吸収源としての役割を踏まえた、森林の保全・整備を図ることが課題となっています。

●農地の保全と担い手の確保

農地の保全に向け、引き続き農業委員会による農地利用状況調査を実施するほか、荒廃農地の再生に対し支援する必要があります。

また、優良農地を保全するため、担い手の確保が課題となっています。

●自然とのふれあいの機会の創出

自然体験教室は感染症に対応した実施方法を検討し、活動の継続を図ることが課題です。

また、公園愛護会がない公園があることから、引き続き会の設立を図る必要があります。

伊太田代地区とその近隣における環境を引き続き良好なものとするとともに、環境活動の支援や啓発を行う必要があります。

今後の展望

大井川をはじめとする河川や豊富な森林は、本市の生活や産業に欠かせない水資源や、お茶などの農産物を生産する土壌をもたらしているほか、生き物とふれあえる場を与えています。

また、防災や減災機能のほか、二酸化炭素を吸収する機能など、多面的な機能も持ち合わせています。

これらのことを踏まえ、自然と共生する中で水と緑を守るとともに、生物多様性の保全を図ることが重要です。

基本目標2 生活環境の保全

取組の進捗状況と評価

生活環境に関する環境基準は概ね達成しており、良好な環境を維持しています。

取組の方向	指標名	平成29年度基準値	数値の推移			令和4年度最終目標	最終目標に対する令和3年度の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
2-1 公害対策を進める	公害苦情件数 (同年度に2回以上入った同一苦情の年間件数)	6件	5件	1件	2件	5件	A
2-2 きれいな水を守る	大井川の環境基準(BOD)達成率	100%	100%	89%	83%	100%	C
	市内中小河川の環境基準(BOD)達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
	公共下水道普及率	10.9%	11.7%	11.8%	11.9%	13.7%	B
	生活雑排水処理率	61.7%	68.1%	69.1%	69.7%	66.1%	A
2-3 きれいな空気を守る	大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
2-4 静かな環境を守る	道路交通騒音の環境基準達成率	100%	100%	98%	100%	100%	A
	航空機騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A
2-5 有害化学物質対策を進める	有害化学物質(地下水・土壌)の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	A

課題

●公害苦情の長期化

公害苦情に対して、現地調査などを行っていますが、解決に至るまで長期化する傾向があります。

●水質保全の取組の推進

水質については、引き続き市内事業所や関係機関と連携しながら、工場排水の立入調査や指導など、監視を行う必要があります。

下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全体の計画的で効率的な維持管理を図る必要があります。

また、引き続き合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの付け替え等の取組を推進していく必要があります。

●大気汚染防止の取組の推進

県と連携した大気汚染物質の常時監視測定、工場ばい煙等の立入調査を実施しており、取組の継続が必要です。

●騒音防止の取組の推進

市内主要道路で定期的な自動車騒音と交通量の調査を行っており、監視の継続と、公共交通の利用促進等による自動車交通量の低減を図るなどの取組が必要です。

●有害化学物質による地下水・土壌汚染の防止

市と県によるダイオキシン類の監視の継続が必要です。

今後の展望

人が生活する上で、大気や水、土壌は欠かせないものであり、これらの資源を引き継ぐことが出来るよう、健全な状態を保つ必要があります。

また、良好な生活環境の維持のため、産業や市民協働などの観点も含めて、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが大切です。

基本目標3 資源循環の推進

取組の進捗状況と評価

市役所でのグリーン購入調達率が向上している一方、ごみに関する指標が未達成の状況です。

取組の方向	指標名	平成29年度基準値	数値の推移			令和4年度最終目標	最終目標に対する令和3年度の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
3-1 3Rでごみを減らす	生ごみ処理容器等購入補助件数	61件	30件	34件	24件	70件	C
	市民意識調査「ごみ・リサイクル対策」における重要度(注1)	85.4% 92.6%	84.5% 95.4%	87.5% 97.0%	87.5% 92.2%	91.5% 93.8% (令和3年)	B C
3-2 ごみを正しく処理する	1人1日当たりごみ排出量【3-1・3-2】	852g/人・日	881g/人・日	871g/人・日	844g/人・日	824g/人・日	B
3-3 ごみのないまちづくりを進める	環境美化活動参加団体数	140団体	140団体	54団体	134団体	145団体	—
	不法投棄監視パトロール実施回数	5回/年	5回/年	5回/年	4回/年	5回以上/年	C
3-4 グリーン購入・地産地消を進める	市役所でのグリーン購入調達率	91.4%	99.4%	95.6%	99.1%	90.0%以上	A
	学校給食への地場産物の導入割合(重量ベース)	38.2%	42.8%	40.6%	27.3%	40%以上	C

注1 市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合
上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

課題

●ごみの発生抑制に向けた取組の推進

マイグッズ運動や生活用品活用バンクの利用促進、資源回収のほか、生ごみ処理容器の無料貸出や動画配信等によるPRを行っているところですが、さらなる認知度の向上を図る必要があります。

また、ごみに関する意識から行動につながるよう、引き続き3Rに関する啓発活動や、市民のごみ減量・リサイクルへの取組を支援していくことが大切です。

●市民と共に進める環境美化活動の推進

環境美化の意識高揚を図るため、引き続き活動を支援する必要があります。

また、今後とも不法投棄監視パトロールを実施するほか、不法投棄をしないよう市民・事業者へ啓発を図る必要があります。

●グリーン購入と地産地消のさらなる推進

市役所でのグリーン購入について、指針に基づき取組を維持していくことが大切です。

また、関係課と連携し、地産地消、食育の観点からの取組により地場産物の消費拡大、食事による健康増進につなげることが大切です。

今後の展望

これまで取り組んできたごみの適正処理、不法投棄の防止、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクルなどといった取組を継続的に推進するとともに、食品ロスの削減、プラスチックごみの発生抑制、シェアリングエコノミー、サーキュラーエコノミーなどの取組を含めた、資源の循環を基調とした生活環境づくりに取り組むことが大切です。

基本目標4 地球環境の保全

取組の進捗状況と評価

1人当たり二酸化炭素排出量の減少や島田市役所の温室効果ガス総排出量の削減、COOL CHOICEの取組が進む一方、事業者のエコアクション21の認証取得が進んでいない状況です。

取組の方向	指標名	平成29年度基準値	数値の推移			令和4年度最終目標	最終目標に対する令和3年度の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4-1 地球温暖化対策を進める	1人当たり二酸化炭素排出量	10.0t-CO ₂ /年(2014年)	9.4t-CO ₂ /年	9.3t-CO ₂ /年	9.3t-CO ₂ /年(2017年)	9.4t-CO ₂ /年(2022年)	A
	島田市役所の温室効果ガス総排出量	29,919 t-CO ₂ /年	29,695 t-CO ₂ /年	28,480 t-CO ₂ /年	27,554 t-CO ₂ /年	27,078 t-CO ₂ /年	B
	家庭版環境マネジメント事業参加人数	1,055人/年	1,021人/年	784人/年	1,217人/年	1,000人/年	A
	エコアクション21認証取得事業所数(累計)	79事業所	79事業所	79事業所	79事業所	84事業所以上	C
	市民意識調査「地球環境対策や自然環境の保全」における重要度(注1)	73.7% 86.3%	72.5% 92.8%	75.3% 93.3%	76.2% 75.9%	77.2% 85.6% (令和3年)	C

取組の方向	指標名	平成29年度基準値	数値の推移			令和4年度最終目標	最終目標に対する令和3年度の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
4-2 省エネルギーを進める	島田市役所の電力使用量	28,216 MWh/年	27,829 MWh/年	27,734 MWh/年	29,033 MWh/年	26,800 MWh/年	C
	COOL CHOICE 賛同者数(累計)	848人	2,125人	2,506人	3,199人	3,000人	A
4-3 新エネルギー・再生可能エネルギーの利用を進める	蓄電システム導入助成利用件数(累計)	—	49基	116基	208基	80基	A
	廃食用油回収量	6,200 ℓ/年	7,250 ℓ/年	6,900 ℓ/年	6,750 ℓ/年	7,000 ℓ/年	B
4-4 低炭素型まちづくりを進める	公用車への低公害車導入割合	85.1%	87.8%	87.8%	91.2%	100%	B
	コミュニティバス利用者数	240,036人	250,214人	186,081人	162,037人	250,000人	—
	市役所ノーカーデーの実施率	70.5%	70.5%	60.7%	60.3%	75%	C
	生け垣づくり補助件数(累計)	1,138件	1,152件	1,152件	1,162件	1,197件	B

注1 市民意識調査において「重要」「やや重要」と答えた人の割合
 上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合

課題

●みんなで取り組む地球温暖化対策の意識の醸成

地球温暖化対策として、省エネルギーに加えて、再生可能エネルギーによる創エネルギーにも取り組み、カーボンニュートラルを目指すことが大切です。

また、事業所に向けては、エコアクション21認証取得を、広報や商工会議所等を通じて募集しているものの応募が少ない状況であり、事業者へ説明会やセミナー等を行うことで取得を促す必要があります。

今後建設される公共施設においては、温室効果ガス排出を削減する方針の策定と実践が求められます。

●省エネルギーに向けた取組の推進

公共施設の省エネルギー化について、照明器具のLED化、新たな施設建設時の省エネルギー機器の導入検討を進めており、更に取組を進める必要があります。

市民や事業者が、省エネルギー型の設備・機器、ZEBやZEHなどの省エネルギー型の建築物、再生可能エネルギー設備を導入していくことが重要です。

また、COOL CHOICEについて、ホームページやFMしまだ等での広報、環境教育・環境学習時、イベント時に啓発を進めており、今後も積極的な啓発が必要です。

●創エネルギーに向けた取組の推進

太陽光、水力、風力、バイオマス等再生可能エネルギーの普及啓発のほか、積極的な活用を図ることが課題です。

●ゼロカーボンシティのまちづくり

地球温暖化防止につながる緑化について、生け垣づくりの補助制度の啓発が必要です。

また、グリーンカーテンの設置支援や、一定以上の土地利用に当たって緑地を確保するよう指導するなどの取組を推進する必要があります。

社会資本整備や土地利用、防災対策において生物多様性との調和を図ることが出来るよう、自然環境が有する多様な機能を活用した、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることが大切です。

市役所の取組として、公用車については、電動車の導入を推進するとともに、職員については、ノーカーデーの実施を推進する必要があります。

今後の展望

市民・事業者・行政が連携・協力しながら、地域経済の成長と環境保全との両立、新たな技術等の調査・研究・普及推進などの取組を通じて、すべての市民が一体となってゼロカーボンシティを目指していくことが大切です。

基本目標5 環境教育・環境保全活動の推進

取組の進捗状況と評価

近年の新型コロナウイルス感染症による影響があるなか、環境学習講座の受講者数の増加や、環境課ホームページへのアクセス数の伸びが見られ、これらは目標値を大きく超えています。

取組の方向	指標名	平成29年度 基準値	数値の推移			令和4年度 最終目標	最終目標に 対する 令和3年度 の評価
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
5-1 環境教育・ 環境学習を 充実させる	アース・キッズ事業参加者数（累計）	2,639人	3,692人	4,073人	4,561人	5,140人	B
	環境学習講座受講者数（累計）	67人	119人	119人	292人	142人	A
	環境に関する出前講座開催数	1回	3回	2回	2回	5回	B
	田代環境プラザの見学者数	1,098人	1,078人	793人	1,248人	1,500人	B
5-2 環境情報を発信する	環境課ホームページアクセス数	99,953件	183,827件	224,203件	225,066件	100,000件	A
5-3 環境保全活動を活発にする	しまだエコ活動登録件数（累計）	26件	26件	26件	26件	30件	B

課 題

●持続的な環境学習の場の提供

各自然体験教室の開催、アース・キッズ事業など多様な機会を通じて、誰もが環境学習を行えるような場所づくりと、環境学習を担う人材の確保・育成が大切です。

●環境に関する意識啓発と情報提供の推進

多様なメディアを用いて環境情報の収集と発信、啓発を行い、環境に対する意識の高揚を図ることが大切です。

今後の展望

市民・事業者・行政のパートナーシップの構築と、子どもから大人まで環境について学べる場を充実させることにより、多様な主体と協働しながら行動できるひとづくりに努めることが大切です。

第9節 環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題

国の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」とは、美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。

この考え方に基づき、前節までにあげた環境に関する課題と共に解決が望まれる地域課題として、以下が考えられます。

地域課題	具体的な例
人口減少	働く場所、暮らしやすさの確保等による若者流出防止と地域に応じた人口バランスの確保、公共施設のストックの適切な維持・管理・整備
観光	東海道の宿場町や蓬萊橋、お茶など島田市が持つ地域資源を活用した観光の振興
安全・安心	災害の頻発化・激甚化に伴う防災対策や、熱中症などのリスク対策の継続・維持
工業	新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺への企業誘致等の産業・情報基盤の更なる整備
都市計画	コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり、歩行者にやさしい街路、空き家・空き店舗のリノベーション支援などまちの資産価値の向上
労働	地域資源を活かした多様な働き方の推進（サテライトオフィス、テレワーク等）
福祉	地域内の多様な主体が「我が事」として、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現

第3章 目指すべき将来像・基本方針

第1節 目指すべき将来像

島田市は、大井川をはじめとした水と緑の自然豊かなまちであり、自然の恵みはお茶などの産業の賑わいをもたらすとともに、街道の文化の形成、人々の温かな繋がりなどをもたらし、市民の暮らしを紡いできました。

私たちは、これまで紡いできた豊かな自然と暮らしを持続可能なものにするため、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、水と緑と生物多様性の保全、食料とエネルギーの地産地消、ごみをできるだけ出さない循環型の生活に取り組んで、未来の活力を創造していくことが重要です。

以上を踏まえ、目指すべき将来像を以下のとおり設定します。

大井川が育む 豊かな自然と暮らしを紡ぐ循環共生都市 しまだ ～未来を拓き活力を創造するゼロカーボンシティ～



第2節 ゼロカーボンシティを実現した島田市の将来の姿

目指すべき将来像を実現するためには、そのイメージを具体的に持つことが重要です。前節では、2050年の島田市の自然や暮らしを中心にイメージした図を示しました。本節では、ゼロカーボンシティを実現した2050年の島田市がどのような社会になっているかを技術の進展を中心にイメージするため、島田市の将来の姿が静岡県 of 将来の姿と重なることが多いと仮定し、「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」に描かれている静岡県の将来の姿を以下に示します。

《参考》脱炭素社会を実現した静岡県の将来の姿

(1) 部門ごとのエネルギー消費状況

各エネルギー需要部門での取組で、エネルギー消費量が大幅に(2018年度比30~40%)低減されています。

【社会システムの変革】

部門	2050年の姿
産業	・電子化、シェアリング、長寿命化の進展、材料効率の改善などにより社会生活の脱物質化が進み、鉄、アルミ、セメント、紙など、素材の需要が2050年には全体として15%減少しています。
運輸	・カーシェアリング、MaaSの導入による人の移動の変化、モーダルシフト等による貨物輸送の効率化などが進展し、自動車を含む全機関における旅客・貨物輸送量は2050年には20%減少しています。

【技術対策の進展】

部門	2050年の姿
産業	・2050年には、低炭素工業炉や産業用モータやコジェネレーションなどの導入促進により、製造業におけるエネルギー効率が全般的に20%向上しています。
業務	・2030年以降は新築の建築物すべてがZEB基準に適合したものとなり、2050年には、全建築物に占めるZEB基準適合建築物の割合が高まっています。 ・全般的に電気機器の効率が大幅に改善され、給湯器でもヒートポンプ、燃料電池コジェネへの電化が進んでいます。
家庭	・2030年以降は、新築住宅のすべてが断熱性等に優れたZEH水準の省エネ性能に適合した住宅になり、2050年には、ストック平均でZEH基準の水準の省エネ性能が確保されています。 ・全般的に家電機器の効率が大幅に改善され、給湯器でも電気ヒートポンプ、燃料電池コジェネへの電化が進んでいます。
運輸	・自動車の電動化が進んでいます。 ・乗用車では、2035年には新車ベースで100%、2050年には保有車のすべてが電動化されています。 ・貨物車では、2030年には新車ベースで35%、2050年には保有車の8割以上が電動化されています。

(2) エネルギー供給の状況：燃料の転換

- ・ 2050 年には、再生可能エネルギーの導入が大幅に拡大しています。
- ・ 電気へのエネルギー転換が困難な分野では、バイオ燃料、水素や水素を利用した合成燃料・ガス、アンモニア等の脱炭素エネルギーの利用が進んでいます。

(3) 非エネルギー起源の部門

部門	2050 年の姿
廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・ 3 R 対策の推進による廃棄物処理量の削減が進んでいます。・ 廃プラスチックのマテリアルリサイクル及び、プラスチックの脱石油化（バイオマス利用）が拡大しています。・ 廃棄物焼却施設にCO₂回収装置が装備されています。
代替フロン	<ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化係数が低いガスへの転換が進んでいます。・ 空調・エアコン、冷凍冷蔵装置・冷蔵庫等からの使用時漏洩防止が徹底され、使用済み代替フロンの適正回収・処理が徹底されています。
メタン対策	<ul style="list-style-type: none">・ 水田及び畜産由来のメタン対策が進んでいます。

(4) 吸収源の状況

- ・ 森林によるCO₂の吸収量を維持しています。
- ・ 都市緑化やブルーカーボンの対策が進んでいます。
- ・ CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）やBECCS（二酸化炭素回収・貯留付きバイオエネルギー）の活用が進んでいます。

第3節 目指すべき将来像を実現するための基本方針

脱炭素の取組を通じた地域活性化

脱炭素の取組は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、市民・事業者・行政がそれぞれ主役になり、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、CO₂削減だけでなく、経済を循環させ、防災や暮らしの質を向上させる等の地域の課題をあわせて解決できるものです。

そのため、目指すべき将来像を実現するための基本方針として「脱炭素の取組を通じた地域活性化」を掲げ、具体的には以下の3つの視点から取り組むこととします。

(1) エネルギー効率向上と再生可能エネルギーの導入促進

事業者や家庭等におけるエネルギー効率を向上させる取組を一層促進するとともに、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、調査・研究しながら導入を促進します。

(2) 環境政策に取り組む各主体の取組の実施と連携・協働

啓発等により、一人ひとりの環境配慮に関する行動変容を促しつつ、市民・事業者・行政の主体的な取組実施と、各主体の連携・協働を促進します。

(3) 自然と人が共生する豊かな環境の継承

環境保全の取組を推進するとともに、環境教育を充実させ、自然と人が共生する豊かな環境を継承していきます。

第4節 ゼロカーボンシティ戦略（2050年脱炭素までのロードマップ）

（1）基本的な考え方

温室効果ガスは主に化石燃料の使用により排出されるため、ゼロカーボンシティを実現するためには、化石燃料を極力使わず、再生可能エネルギーを使うように転換していく必要があります。

①エネルギー効率の向上

エネルギー効率を向上させてエネルギー使用量を削減します。我慢してエネルギーを使わないのではなく、設備や機器に投資し、少ないエネルギーで同様の効果をあげる効率化が重要です。

②再生可能エネルギーの導入・利用促進

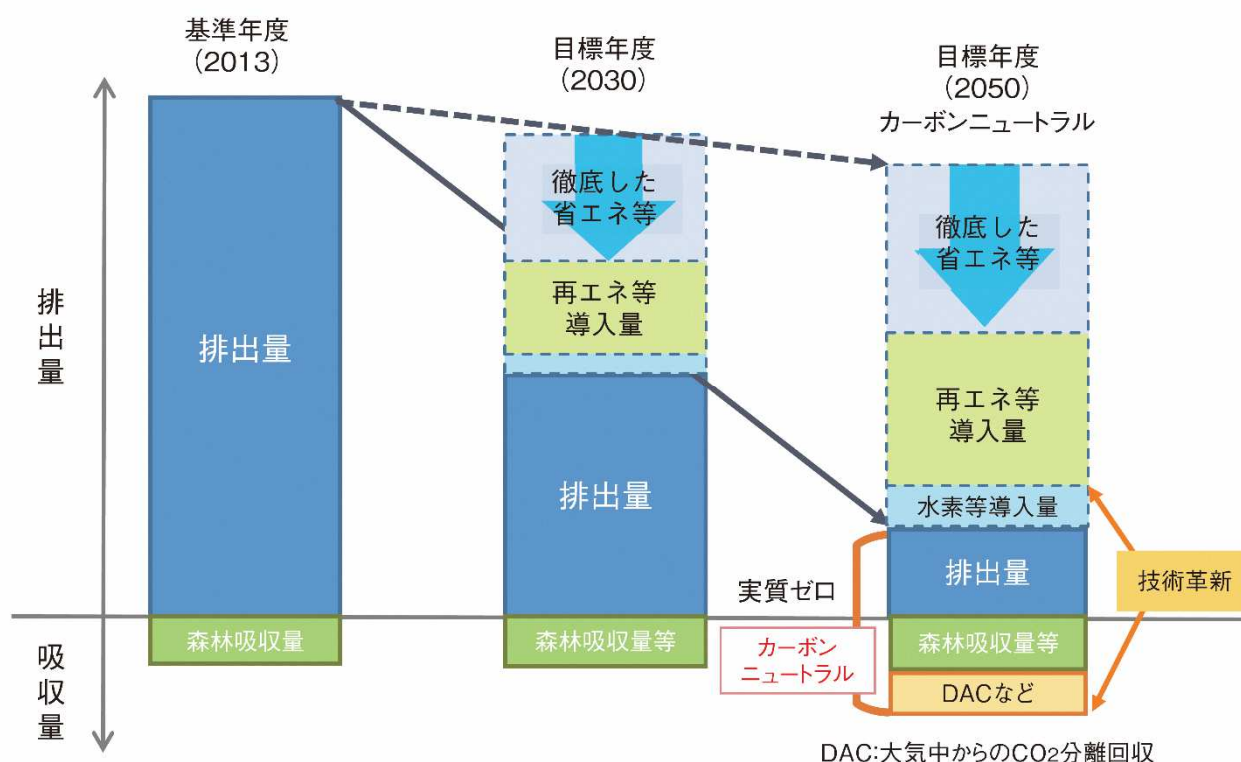
再生可能エネルギーを導入していくとともに、使用するエネルギーを化石燃料から電気へ転換し、再生可能エネルギーで作られた電気や熱の利用を拡大します。

③吸収源対策の推進

森林保全及び森林整備を行い、森林による二酸化炭素の吸収量を維持・増加します。

①、②により温室効果ガスの排出を削減した上で、削減できない分は③の森林などで吸収し、実質ゼロにします。

■ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス削減のイメージ



(2) 温室効果ガス排出量削減目標（短期目標と最終目標）

令和 12（2030）年度の目標（最終目標）は、基準年度比で 46%以上の削減とします。

ゼロカーボンシティの実現という将来像から、それを実現するための道筋を作るバックキャスト型アプローチにより目標を設定しました。2030 年度に達成しておくべき温室効果ガス排出量の目標は、基準年度（2013 年度）比で 46%以上の削減とします。

この高い目標を達成するためには、今後約 10 年間の先導的な取組が非常に重要であることから、市民・事業者・行政の各主体と連携して率先して取り組みます。

現状のまま特に削減対策を講じない場合の「現状趨勢ケース」を推計した結果、2030 年度の温室効果ガス排出量は 813.4 千 t-CO₂となる見込みで、2013 年度比では 24.9%削減となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を除くため、2018 年度を現状値としています。算定には環境省の「区域施策編目標設定・進捗管理支援ツール」を用いました。

単位：千 t-CO₂、%

項目	基準年度 H25(2013) A	現状値 H30(2018)	現状趨勢ケース (2030) B	削減見込量 (2030) C	排出量 (2030) D=B-C	削減率 (D/A)-1
産業部門	531.8	473.1	423.0	125.7	297.2	△44.1
家庭部門	140.0	114.1	102.0	30.6	71.4	△49.0
業務その他部門	142.5	103.3	92.3	27.7	64.6	△54.7
運輸部門	244.9	197.2	176.3	45.4	130.9	△46.5
廃棄物処理部門	14.9	14.5	13.0	3.0	10.0	△32.9
農業部門	2.6	2.5	2.2	0.5	1.7	△34.6
代替フロン類	5.8	5.1	4.6	1.1	3.5	△39.7
排出量合計	1082.8	909.8	813.4	234.0	579.4	△46.5
(参考)森林吸収量	(21.1)	(21.7)	—	(26.3)	(△26.3)	

《削減目標の算定方法》

①削減見込量

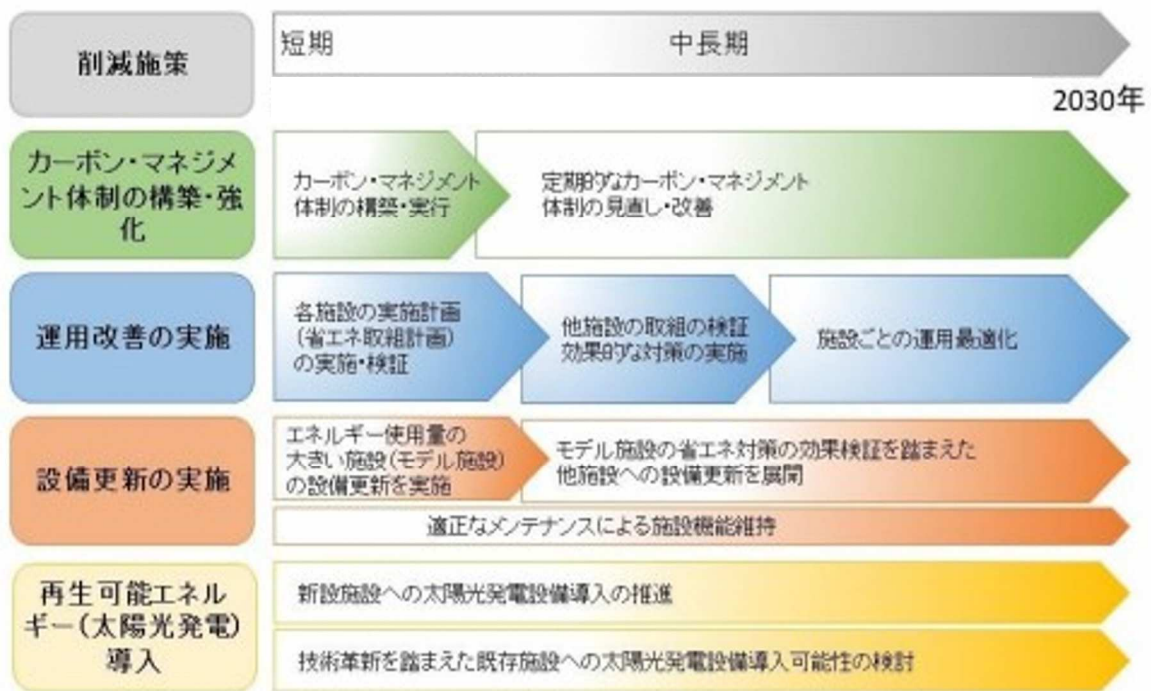
- ・国が「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に掲げている対策項目とその削減見込量をベースに算定しています。
- ・対策項目のうち、国と連動した取組は、島田市分を人口・世帯、製造品出荷額、床面積など、関連指標の按分により算定しています。

②吸収源対策による吸収量

- ・森林吸収量は静岡県の目標を参考に算出しています。

③再生可能エネルギー導入目標

- ・太陽光発電を中心に、多様な地域資源を活かした小水力、バイオマス発電など、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図ります。



コラム：地元企業等との協定に基づく取組

令和2年7月に島田ガス株式会社、静岡ガス株式会社、静岡ガス&パワー株式会社と「SDGsを先導し持続可能なまちづくりを推進する電力供給等業務に関する協定」を締結し、公民連携による持続可能なまちづくりを目指します。

(協定の内容)

- ・施設への電力供給及び電力調達コストの削減
- (付加提案)
- ・太陽光発電設備の設置による自家消費電力の供給販売（PPAモデル）
- ・蓄電設備の設置による停電時の電源供給
- ・省エネルギー診断
- ・自家発電設備余剰電力の地域内活用
- ・新庁舎建設計画への付加価値提供
- ・市民発電電力の買取り・公共施設への供給による地域経済循環の創出

第4章 目指すべき将来像を実現するための施策

第1節 施策の体系

取組	基本施策	施策
取組1 脱炭素社会への挑戦 【地球温暖化対策実行計画・気候変動適応計画】	1-1 エネルギー効率の向上	・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進	・地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進
	1-3 総合的な取組	・吸収源対策 ・環境配慮行動の促進 ・連携・協働
	1-4 地球温暖化への適応	・温暖化の影響予測 ・適応策の対象分野・項目の選定 ・農林業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
取組2 循環型社会の構築	2-1 ごみ減量・資源化の推進	・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進
	2-2 サーキュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進	・生ごみの堆肥化 ・シェアリングの推進 ・資源循環の促進
取組3 自然との共生	3-1 自然環境の保全	・健全な水循環の確保 ・緑地の保全 ・森林の保全・再生 ・農地の保全
	3-2 生物多様性の保全	・生物の保全・管理 ・自然とのふれあいの促進 ・生態系の保全 ・里地里山の保全
取組4 くらし環境の向上	4-1 生活環境の保全	・水資源の保全 ・大気の保全 ・騒音・振動・悪臭への対応
	4-2 ストックとしての価値の向上	・コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり ・ウォークアブルなまちづくり ・グリーンインフラやEco-DRRの推進
取組5 環境教育・活動の充実	5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進	・環境教育の推進 ・人材育成 ・市民・団体等の環境活動の促進 ・環境情報の発信・活用

第2節 取組内容

取組1 脱炭素社会への挑戦【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	909.8千t-CO ₂	579.5千t-CO ₂ 以下

1-1 エネルギー効率の向上

家庭部門

住宅の高断熱・高气密化、家庭用機器の高効率化、ライフスタイルの転換の促進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

市民への環境配慮行動を啓発します。

産業・業務部門

省エネルギー設備・機器の導入、店舗・業務用ビルのZEB化の推進に向け、情報提供や補助制度の創設を検討します。

また、公共施設の改修の機会を活用した積極的な省エネ化・ZEB化、未利用熱の利用に努めます。

事業者に対して、エコアクション21の認証取得支援や気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)、脱炭素に向けた目標設定(SBT)、電力を100%再エネで賄う取組(RE100)等、脱炭素経営への転換についての情報提供を行います。

運輸部門

電気自動車などの次世代自動車の普及とゼロカーボンドライブの普及を推進します。

賑わい交流拠点整備の乗換利便性を向上させ、パーク&ライドを推進するほか、環境負荷の低い交通手段への転換を図ります。

1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進

地域に裨益する(地域主導型・協働型)再生可能エネルギーの導入促進

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの活用について、調査検討を行い再生可能エネルギーの導入目標を定めます。その上で、地域での再生可能エネルギー設備の導入につなげます。

PPAモデルやリース契約による初期投資ゼロでの屋根等への太陽光発電設備の導入などによる公共施設への太陽エネルギー利用設備の設置に努めるほか、ごみ焼却施設の廃熱や温泉付随ガスを利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。

また、定置型蓄電池やEV/PHEV、給湯機器等と組み合わせることによる再生可能エネルギ

一の利用率の拡大を図ります。

1-3 総合的な取組

吸収源対策

市域から排出される温室効果ガスの削減に向けて、その吸収源となる森林・緑地の保全・整備を推進するとともに、スマート林業について調査研究を行います。

また、大井川流域産材を活用した新築木造住宅に対する支援を促進します。

公共施設や道路、工場敷地内の緑化などのグリーンインフラの導入を推進するほか、緑地の確保や生け垣づくりの支援等みどり豊かなまちづくりを進めます。

環境配慮行動の促進

市民への環境配慮行動や地産地消を啓発するとともに、市役所でのグリーン購入調達を推進します。

また、地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントや学校給食を通して地場産物の消費拡大を図ります。

連携・協働

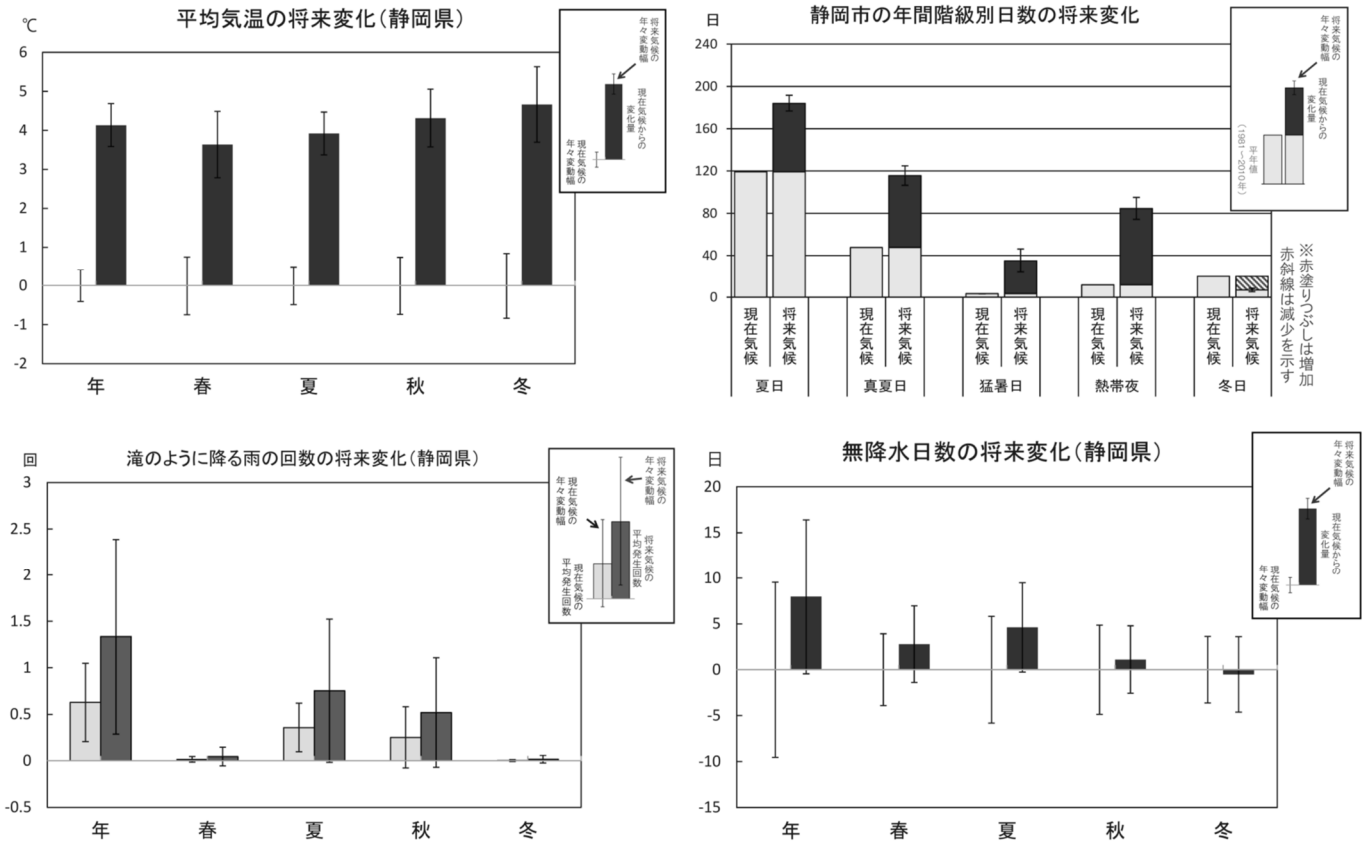
地球温暖化対策の推進のため、(仮称)ゼロカーボンシティ推進協議会を設置し、情報共有と事業の加速を図ります。

1-4 地球温暖化への適応

(1) 将来の気候・気象の変化

本市における将来の気候・気象の変化について、静岡県や静岡市を参考にみると、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2076年～2095年）には現在（昭和55（1980）年～平成11（1999）年）よりも年平均気温が約4℃高くなり、静岡市では猛暑日が約30日増加すると予測されています。

また、静岡県では滝のように降る雨の発生は約2倍になる一方、降水の無い日が増加すると見込まれています。



資料：気象庁

(2) 適応策の対象分野・項目の選定

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- ・国の適応計画で示される分野・項目（大項目・小項目）のうち、「重大性」が特に大きく、「緊急性」及び「確信度」が高いと評価されたものの中から、本市に関係がない「高潮・高波」を除いたもの。
- ・本市の地域特性等から選定する分野・項目

選定結果は以下の通りとなります。

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下の通り。

- ・重大性 ◎：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる
-：現状では評価できない

※RCP2.6は厳しい温暖化対策をとった場合、RCP8.5は厳しい温暖化対策を取らなかった場合

- ・緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない
- ・確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

※国が設定している項目のうち、本市に関わる項目を取り上げて選定を行った。

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定	
農業・林業・水産業	農業	水稻	◎/◎	◎	◎	○	
		野菜等	◇	◎	△		
		果樹	◎/◎	◎	◎	○	
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	◎	△	△	○	
		畜産	◎	◎	△	○	
		病害虫・雑草等	◎	◎	◎	○	
		農業生産基盤	◎	◎	◎	○	
		食糧需給	◇	△	◎		
	林業	木材生産(人工林等)	◎	◎	△	○	
		特用林産物(きのこ類等)	◎	◎	△	○	
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	◇/◎	△	△	○	
		河川	◇	△	□	○	
	水資源	水供給(地表水)	◎/◎	◎	◎	○	
		水供給(地下水)	◎	△	△	○	
		水需要	◇	△	△	○	
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇/◎	◎	◎	○	
		里地・里山生態系	◇	◎	□	○	
		人工林	◎	◎	△	○	
		野生鳥獣による影響	◎	◎	□	○	
		物質収支	◎	△	△	○	
	淡水生態系	湖沼	◎	△	□	○	
		河川	◎	△	□	○	
		湿原	◎	△	□		
	その他	季節生物	◇	◎	◎	○	
		分布・個体群の変動(在来種)	◎	◎	◎	○	
		分布・個体群の変動(外来種)	◎	◎	△	○	
		生態系サービス	生態系サービス	◎	-	-	
			(流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等)	◎	△	□	
	(自然生態系と関連するレクリエーション機能)	◎	△	□			
自然災害・沿岸域	河川	洪水	◎/◎	◎	◎	○	
		内水	◎	◎	◎	○	
	山地	土石流・地すべり等	◎	◎	◎	○	
	その他	強風等	◎	◎	△	○	
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△		
		暑熱	死亡リスク	◎	◎	◎	○
		熱中症	◎	◎	◎	○	
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△		
		節足動物媒介感染症	◎	◎	△	○	
		その他の感染症	◇	□	□		
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△		
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	◎	◎	△	○	
その他の健康影響		◇	△	△			

分野	大項目	小項目	重大性 (RCP2.6/8.5)	緊急性	確信度	選定
産業・経済活動	製造業	製造業	◇	□	□	
		(食品製造業)	◎	△	△	
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△	
		商業	商業	◇	□	□
	金融・保険	(小売業)	◇	△	△	
		金融・保険	◎	△	△	
	観光業	レジャー	◇	△	◎	
		レジャー(自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業)	◎	△	◎	○
建設業	建設業	◎	◎	□		
医療	医療	◇	△	□		
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	◎	◎	○
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等(生物季節)	◇	◎	◎	○
		生物季節、伝統行事・地場産業等(伝統、地場)	-	◎	△	○
	その他	暑熱による生活への影響等	◎	◎	◎	○

(3) 温暖化の影響予測

国内で既に現れている気候変動による影響には、水稻やみかんの品質低下、二ホンジカの生息域拡大、大雨の発生日数の増加、熱中症患者の増加などがあげられます。

ここでは、国の「気候変動影響評価報告書」や、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」(令和元(2019)年3月策定)を参考に、温暖化の影響予測を整理します。

①これまでの影響と将来の影響

※「影響の現状」と「将来予測される影響」は、市>県>国の優先度で記載しています。

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
農業・林業・水産業	農業	水稻	白未熟粒・胴割粒発生、一等米比率低下、異常高温による不稔【県】	一般的に3℃までの気温上昇で収量増加、それ以上で減収、一等米比率低下【県】
		野菜等	露地野菜は、生育や収量、品質への影響など、花きはカーネーションなどの高温障害【県】	露地野菜の収量、品質の低下【県】
		果樹	ウンシュウミカンは、着色遅延、浮皮の発生、品質低下、貯蔵性低下【県】	ウンシュウミカンは、年平均気温の変動による栽培適地の北上【県】
		麦、大豆、飼料作物等(茶)	茶は、夏季の異常高温・少雨により、干ばつによる落葉・葉枯れ・枝枯れ等の特異な現象が見られ、翌年一番茶が減収した事例あり【県】	茶は、夏季の干ばつが翌年一番茶に及ぼす影響は不明だが、気温上昇に伴い、茶芽の生育、一番茶の萌芽期・摘採期の早まりが予想される【県】
		畜産	搾乳牛の乳量低下、肉牛・豚の増体率低下、採卵鶏	搾乳牛の乳量低下と受胎率低下、肥育豚、肉用鶏の増体率が低下する地域

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
			の産卵率低下、肉用鶏の増体率低下など【国】	拡大、低下の程度増加【国】
		病虫害・雑草等	病虫害の構成変化【国】	病虫害の構成変化、北上・拡大、発生世代数増加の可能性【国】
		農業生産基盤	小雪化や融雪の早期化、融雪流出量の減少【国】	春季の渇水【国】
		食糧需給	本市内の規模の小さい農家は温暖化の変化に対応するのが難しくなり、生産が下がった【市】	世界全体では、コメ、小麦、大豆、トウモロコシの収量の減少【国】
	林業	木材生産(人工林等)	全国的には、一部の地域でスギの衰退現象、マツ材線虫病による被害の北限の拡大、人工林の風害(それぞれ要検証)【国】	スギ人工林の脆弱性の増加や炭素蓄積量及び炭素吸収量の低下、マツ材線虫病発生危険域の拡大、風害【国】
		特用林産物(きのこ類等)	夏季の高温によりシイタケの菌糸体の成長が低下【県】	病虫害の発生、シイタケの子実体(きのこ)の発生量減少【国】
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	水質の変化、アオコ発生の増加【国】	水温上昇や栄養塩類の流出特性の変化に伴う富栄養ダム湖の増加、無機態窒素・藻類増殖量の増加、有機汚濁負荷量(BOD、SS)の増加【国・県】
		河川		
	水資源	水供給(地表水)	大井川の渇水傾向【県】	融雪期の河川水量の変動、年降水量の変動幅増大と渇水の発生、無降雨の継続【県】
		水供給(地下水)		
水需要				
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	落葉から常緑へ転換【県】	ブナの衰退、アカシデ、イヌシデの分布縮小【国】
		里地・里山生態系	マダケ・モウソウチクの分布上限及び北限付近の分布拡大【国】	
		人工林	一部の地域でスギ林の減退【国】	スギ人工林の脆弱性の増加【国】
		野生鳥獣による影響	イノシシなどによる農作物の食害・茶園の踏み荒らし、シカ林業被害などにより洪水や渇水、土砂災害の危険性の増加が懸念【県】	被害の増加【国】
		物質収支	森林における土壌は、1980年から2009年にかけてCO ₂ ・N ₂ O排出、CH ₄ 吸収の増加【国】	地温の上昇に伴う土壌呼吸の上昇(土壌微生物等の気候への順化により上昇の程度が減少する知見もある)【国】
	淡水生態系	湖沼	1900年代から2000年代にかけて、全国の湖沼における水草の種構成が変化【国】	水温上昇により、植物プランクトンの増加と、それに伴う水質悪化、水生植物の成長への悪影響【国】
		河川	降雨で濁水が強くなる、川の水がいつまでたっても濁ったまま澄んでこないことがあり、降雨強度	降雨の時空間分布の変化に起因する大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
自然生態系			が増え土壌浸食が増えた結果かと思われ、川の水生生物に影響があるかもしれない。【市】	響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響【国】
		湿原	一部の湿原で、湿度低下や蒸発散量の増加、積雪深の減少等が乾燥化をもたらした可能性【国】	降水量の変化や地下水位の低下による雨水滋養型の高層湿原における植物群落への影響、低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移、蒸発散量の更なる増加【国】
	その他	生物季節	本市内で鳴くセミの種類が変化（アブラゼミの声を聞かない年がある、クマゼミの声が多く聞かれた、8月末に鳴くヒグラシを全く聞かなかった）【市】 本市の各地点で桜の開花・満開・終わりの日の早まり、秋の彼岸にちょうど間に合うように咲く彼岸花が9月末頃から一斉に咲き出した【市】	ソメイヨシノの開花日の早期化、落葉広葉樹の着葉期の長期化、紅葉開始日の変化や色づきの悪化など、様々な種への影響【国】
		分布・個体群の変動（在来種）	ナガサキアゲハの分布拡大【県】	分布域の変化などによる種の絶滅の可能性【国】
		分布・個体群の変動（外来種）	ヤンバルトサカヤスデの分布拡大、外来種の定着・確認【県】	侵略的外来生物の侵入・定着確率の増大【国】
	生態系サービス	（流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等）	全球的には、気候変動による生態系を構成する生物種の種構成や生物季節、種間の相互作用の変化が生態系の構造や機能に影響を与え、結果として既に生態系サービスへの影響が生じている【国】	生態系サービスへの負の影響が予測されている【国】
		（自然生態系と関連するレクリエーション機能）		
	自然災害・沿岸域	河川	洪水	本市での年間降水量の増加、局地的豪雨・洪水による災害の発生リスク増加【市】
内水			局地的豪雨による浸水被害発生【県】	
山地		土石流・地すべり等	集中豪雨発生件数の増加による土砂災害の発生【県】	気候変動に伴う局地的豪雨などにより土砂災害が頻発、激甚化【県】
その他		強風等	台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の変化、竜巻による被害として木造建築物が多く破損、急速に発達する低気圧1個あたりの強度が増加傾向【国】	強い台風の増加、3～5月を中心に竜巻の発生頻度の増加【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
健康	冬季の 温暖化	冬季死亡率 等	本市付近の真冬日の減少 傾向【市】	全死亡（非事故）に占め る低温関連死亡の割合の 減少【国】
	暑熱	死亡リスク	熱ストレス超過死亡者数 （直接・間接を問わずあ る疾患により総死亡がど の程度増加したかを示す 指標）の増加【国】	死亡率や罹患率に関係す る熱ストレス超過死亡者 数の増加【国】
		熱中症	熱中症搬送者数の増加 【国】	熱中症患者発生率の増加 【国】
	感染症	水系・食品 媒介性感染 症	海水表面温度の上昇によ り、夏季に海産魚介類に 付着する腸炎ビブリオ菌 数が増加する傾向【国】 外気温と感染性胃腸炎の リスクの間に相関性があ り、外気温上昇により、 ロタウイルス流行時期が 日本各地で長期化【国】 外気温が低下すると、急 性下痢発生率が増加【国】	水系感染症の発生数の増 加【国】
		節足動物媒 介感染症	デング熱・ジカウイルス 感染症を媒介するヒトス ジシマカの分布域拡大 【国】	ヒトスジシマカの分布可 能域の拡大（ただし、直 ちに疾患の発生数の拡大 につながるわけではない）【国】
		その他の感 染症	インフルエンザや手足口 病、水痘、結核といった 感染症の発生の季節性の 変化や、発生と気象条件 （気温・湿度・降水量な ど）との関連（社会的要 因、生物的要因の影響が 大きい点に留意）【国】	様々な感染症類の季節性 の変化や発生リスクの変 化【国】
	その他	温暖化と大 気汚染の複 合影響	気温上昇による生成反応 の促進その他のメカニズ ムにより、粒子状物質を 含む様々な汚染物質の濃 度の変化【国】 光化学オキシダント（O x）及びその大半を占める オゾン（O ₃ ）の濃度の経年 的増加【国】 温暖化に伴うO ₃ 濃度上 昇は、O ₃ 関連死亡（全死 亡・心血管疾患死亡・呼 吸器疾患死亡）を増加さ せる可能性【国】	オキシダント濃度が上昇 し、健康被害が増加する 可能性【国】 2020年代までにオゾン・ PM2.5による早期死亡 者数が増加する予測【国】
		脆弱性が 高い集団へ の影響（高 齢者・小児・基 礎疾患有病 者等）	暑熱による高齢者の日射 病・熱中症のリスクが高 く、発症すれば重症化し やすい【国】 呼吸器疾患を持つ高齢患 者にとっては、睡眠時の 暑熱環境が呼吸困難感と 身体の調子の低下に影響 【国】	暑熱により高齢者の死亡 者数の増加【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
			低温に伴う影響として、高齢者、高血糖症患者の脆弱性が高く、循環器病死亡を発生させるリスクが高い【国】	
		その他の健康影響	気温上昇による睡眠の質の低下・だるさ・疲労感・熱っぽさなどの健康影響の発生・増加【国】 高温・低温と心血管疾患や呼吸器疾患の発症・救急搬送との関係を指摘する報告がある【国】	暑熱により、だるさや疲労感、寝苦しさに影響【国】 過去の統計データに基づいた研究では、気温上昇に伴い、殺人・暴行・窃盗などと自殺件数が増加すると推測【国】
産業・経済活動	製造業	食品製造業	水害による被害【国】	水害等のリスクのほか、ビジネス機会として認識している企業がある【国】
	エネルギー	エネルギー需給	猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録【国】	冷房ピーク負荷の増加、暖房ピークの減少【県】
	商業	小売業	飲料やエアコンの販売数への影響【国】 季節商品の需給予測が困難、大雨や台風により百貨店やスーパーなどの売上の増減や臨時休業が起きる事例【国】	※研究事例が乏しく、影響の評価が困難【国】
	金融・保険	金融・保険	自然災害に伴う保険損害の増加【国】	自然災害に伴う保険損害の増加【国】
	観光業	レジャー（自然資源を活用したレジャー業及び関連するサービス業）	風水害による旅行者への影響【国】	風水害による旅行者への影響【国】
	建設業	—	夏季の気温上昇により暑中コンクリート工事の適用期間が長期化【国】 建設現場における熱中症災害の発生率が増加【国】	気候変動に適応した建築計画・都市計画の在り方の議論の進展【国】
	医療	—	断水や濁水による人工透析への影響、気温と救急搬送量との関係【国】 熱帯あるいは亜熱帯地域に存在する病原細菌への国内での感染【国】 医療機関において洪水による浸水被害の発生【国】	※具体的な研究事例が確認できていない【国】
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】	短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフラインなどへの影響【国】
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等（生物季節）	サクラについては、ヒートアイランド現象と相まって、郊外に比べて、都市部で開花や花芽の成長速度が速まっている【国】	今世紀中頃及び今世紀末には、気温の上昇により開花から満開までに必要な日数は短くなる可能性が高い【国】

分野	大項目	小項目	影響の現状 (国・県・本市資料)	将来予測される影響
		生物季節、 伝統行事・ 地場産業等 (伝統、地 場)	サクラの開花の早期化に よる祭行事への影響【国】 酒米品種の検査等級・制 精玄米歩合の低下等地場 産業への影響【国】	花見ができる日の減少、 サクラを観光資源とする 地域への影響【国】
	その他	暑熱による 生活への影 響等	ヒートアイランドの進行 と合わせ、熱中症リスク の増加【国】	ヒートアイランドの進行 と合わせ、熱中症リスク の増加【国】

(3) 施策

①農林業に関する適応策

- ・気候変動による農業への影響について国・県等からの情報収集に努めます。
- ・国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響についても把握できるよう検討していきます。

②水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策

- ・今後の影響を考え、大井川地域地下水協議会が行う湧水量調査に協力します。
- ・土地利用事業における分譲宅地造成事業については、雨水浸透ますの設置を「承認」の条件とします。
- ・地下水源からの取水を継続するとともに、予備水源からの取水の再開を検討します。
- ・野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。
- ・外来種については情報不足のため、現状の調査を行うほか、新たに特定外来生物が発見された場合は県と情報共有し、対応を検討していきます。
- ・洪水ハザードマップを作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。
- ・地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。
- ・治山・林道施設の整備を推進し、森林を有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。
- ・出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。
- ・正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。

③人の健康や生活に関する適応策

- ・気温 35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方气象台から熱中症警戒アラートが発表された場合ホームページを更新します。
- ・市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を推進します。
- ・ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。
- ・硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。
- ・急性期・救急医療体制として、志太榛原医療圏内の4病院で連携・補完しあい診療を行います。
- ・ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。

- ・災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。
- ・歴史的価値の高い文化財や文化伝統を継承する活動を行い、自然景観の保全や保存、維持する行動を継続します。
- ・静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行っています。

取組2 循環型社会の構築



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
1人1日当たりのごみ排出量	844g	760g

2-1 ごみ減量・資源化の推進

①ごみの分別、減量化の推進

市民・事業者に対して、日常のごみ減量に向けた取組の普及を図るとともに、市民参加型のごみ減量・資源化の取組を推進します。

また、食べきり運動や、企業・飲食店からこども食堂への食材提供などを通じて、食品ロスの発生抑制に向けた広報・啓発に努めます。

そのほか、使い捨てプラスチックごみの発生抑制、紙等の環境への影響が少ない素材への転換などの取組を、市民・事業者の様々な主体とともに推進します。

②3Rの推進

市民に対するごみ分別の普及を図るとともに、市民団体などによる自発的な資源物回収やフリーマーケット・バザーなどの活動を支援し、ごみの資源化を推進します。事業者に対しては、事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導、事業系食品廃棄物等の資源化推進に努めます。

また、ペーパーレス化、行政手続きのDX化により、紙ごみを削減します。

コラム：ごみ減量

島田市では、「ごみ削減マニュアル」を作成し、「毎日の生活の中でできるごみ削減」や「事業所ごみの削減事例」を掲載して啓発することにより、ごみの減量に取り組んでいます。

<家庭編に記載のチェックリスト>

○Attitude（心構え）

- 私は、ごみの削減を心がけている
- 「もったいない」が合言葉になっている
- 自分が出しているごみの量を知っている
- エコマークを商品購入の参考にしている

○Reduce（発生抑制）

- 日頃から、できるだけごみを出さないようにしている
マイバッグを持参したり、簡易包装を店に求めている
- マイボトルやマイはしを使っている
- 詰め替え製品をよく使う
- 長く使えるものを買う
生ごみを少なくするよう、買い物や調理を工夫している

○Reuse（再利用）

- 友人や知人と、不要品を融通しあっている
- 不要品をフリーマーケットやリサイクルショップなどにまわしている
- リサイクル品を利用している
- リターナブルビンなど、再使用ができる容器を購入している
- 古着を雑巾にするなど、不用品をほかの用途で使っている

○Recycle（再生利用）

- ごみの分別を徹底している
- 生ごみを堆肥にしている
- お菓子の箱や包装紙は、燃えるごみではなく「雑がみ」の回収に出している

2-2 サークュラーエコノミー・シェアリングエコノミーへの移行促進

①ごみの資源化

家庭の生ごみのバイオガス化するなど、地域で発生した有機廃棄物を地域資源としての活用を図ります。

また、家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行うとともに、生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。

田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）、食品関連事業者から排出される生ごみや剪定枝の堆肥化を推進します。

②シェアリングの推進

市民一人ひとりが持つ、モノ・場所・技能などをシェアする経済の普及について、広報紙やホームページ等を通じた啓発と市民や事業者の活動支援に努めます。

③資源循環の促進

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」について、啓発と普及に努めます。

2-3 廃棄物の適正処理

①ごみ処理施設の適正な運用

田代環境プラザを適正に維持管理します。

②ごみのないまちづくりの推進

「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、不法投棄の防止に向けて、パトロールを定期的
に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携による監視体制の強化を図ります。

また、広報紙・パンフレット等の活用、看板掲示物等の設置を通じて、不法投棄防止のPRに努
めます。

市内一斉環境美化活動や地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。

取組3 自然との共生



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
森林整備面積	191.85ha	310ha

3-1 自然環境の保全

①健全な水循環の確保

良質な地下水を確保するため、市街地への雨水浸透施設の整備や、雨水浸透ますの設置等を支援し、地下水の涵養を図る一方で、有害物質の地下浸透を防止の指導に努めます。

また、流域市町との広域的な連携を図り、大井川の水資源の確保と水質の保全に取り組みます。

②緑地の保全

公園・緑地について、市民参加による維持管理などを通じて、身近で利便性の高い施設づくりに努めます。

③森林の保全・再生

間伐等の森林整備に対する補助を行うなど、林業の振興と合わせた森林の保全・再生を推進します。

④農地の保全

農地集積や担い手の育成などを通じた農地の保全と農業振興に取り組み、生物多様性に配慮した農業を推進するほか、農業体験の場を提供することにより、荒廃農地を解消し、多面的機能の発揮に向けて農地の適切な維持管理を促進します。

3-2 生物多様性の保全

①生物の保全・管理

環境に配慮した開発指導などにより、野生動植物の生息環境の確保に努めます。

②自然とのふれあいの促進

自然とふれあえる場として河川や里地里山などの地域資源を生かし、授業やイベント等を通じて環境教育の推進に取り組みます。

③生態系の保全

外来種に関する情報収集や市民参加型のモニタリング調査などにより、動植物の生息環境の状況把握に努めるほか、多自然型工法などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努めます。

生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。

④里地里山の保全

荒廃農地対策や間伐の支援、鳥獣被害の防止など、農業や林業の振興に向けた支援を行うとともに、里地里山の保全活動を体験する機会の創出に努めます。

また、30by30 やOECM認定について調査研究を行うとともに、事業者や団体が認定を受けられるように支援します。

コラム：30by30

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

国内外の研究報告で、世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%までに拡大が必要といわれており、日本では30%までに効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込みとなっています。そこで、2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国は自国での30by30目標を約束しました。

中心の取組は、国立公園等の保護地域の新規指定・拡張を進めていき、海域公園地区は倍増させること、企業有林や里地里山等のOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）を自然共生サイト（仮称）として、その認定制度を2023年から開始する予定となっています。

コラム：OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

Other effective area-based conservation measures の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいいます。

COP14 で定められたOECMの定義に従うと、OECMは主に3つのパターンに分けられます。

1. 自然保護を目的に掲げているが、国が保護地域として認めていない地域

例：先住民地域共同体の保全活用地など

2. 自然保護が第1の目的ではないが、管理目的にあり自然保護に寄与する地域

例：里山（農業）、企業緑地（従業員の健康や騒音対策）など

3. 自然保護を目的に持たないが、管理の結果として自然保護に寄与する地域

例：茅場（茅を取るために火入れや刈り取りなどの管理がなされ、結果として希少植物などが生息）など

取組4 くらし環境の向上



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
大井川の環境基準（BOD）達成率	83%	80%以上

4-1 生活環境の保全

①水資源の保全

地下水の涵養に向けた森林整備を支援します。

また、水質の定点監視を継続し、調査結果を広く公表するとともに、事故などによる有害物質や油の流出の未然防止に努めます。

生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道の整備を実施するほか、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの付け替えを促進します。

②大気の保全

市内の定点における大気質の常時監視等を継続し、調査結果を広く公表します。

③良好な生活環境の確保

公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。

また、事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。

4-2 ストックとしての価値の向上

①コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり

立地適正化計画に即して、持続可能な公共交通網の構築、居住誘導区域内への居住誘導、都市機能誘導区域内への機能誘導と充実などコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進します。

②ウォーカブルなまちづくり

道路の段差解消・駐輪場の適正な管理等歩行者・自転車走行空間の整備を推進します。

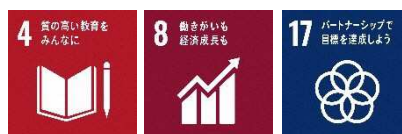
また、移動の円滑化に向けて、ユニバーサルデザインのまちづくり、Ma a Sの導入について引き続き調査・研究を行います。

③グリーンインフラやE c o-DRRの推進

多自然の川づくり、田んぼダムなど、自然環境のもつ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用するグリーンインフラや、生態系を活用した防災・減災（E c o-DRR）

について調査・研究を行います。

取組5 環境教育・活動の充実



指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
アース・キッズ事業参加者数 (累計)	4,561人	10,000人

5-1 環境に関わる学びの推進と活動の促進

①環境教育の推進

学習指導要領に則した関係教科等での継続した環境教育や自然体験教室を実施するほか、エコクッキングの普及、食品ロス削減の普及啓発に努めるとともに、SDGsを考慮した健康づくりに関する取組を検討します。

環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。

②人材育成

環境保全に関する交流の場を提供し、環境保全活動に興味を持つ市民や団体の支援や、子どもたちの環境保全活動の推進・支援に努めます。

地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を推進します。

③環境情報の発信・活用

広報紙、ホームページなどの多様な広報媒体を活用して、環境関連情報の提供に努めます。このほか、環境月間における広報活動に取り組みます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働して取組を行います。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を環境審議会等で把握・評価し、今後の取組に活用します。

(2) (仮称) ゼロカーボンシティ推進協議会の設立

脱炭素社会の実現に向け、広く産学官の力を結集させ、地域性と事業性とは両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の研究・展開の支援を目的としています。

第2節 計画の推進主体と役割

(1) 市民・事業者

市民及び事業者は、環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業を実施することなどが期待されます。

■市民の取組の例（市民会議より）

- ・学校での農業体験や畑づくりを通して地産地消や食品ロスについて学ぶ。
- ・家族で話し合うなど環境について考える機会をつくる。
- ・家庭ごみ（特に生ごみ・プラスチックごみ）の削減に努める。
- ・キエーロ（生ごみ処理容器）を使用してごみの削減に努める。
- ・テレワークやオンライン会議、徒歩での移動など車に頼りすぎない。
- ・地域や学校で実施する廃品回収に協力する。
- ・家庭での緑化と適応策を兼ねてグリーンカーテンの設置に努める。

■事業者の取組の例

- ・店のプラスチック容器に代わる容器導入を促進する（マイ容器の持参呼びかけ・紙容器）。
- ・事業者が環境問題に対して取り組んでいることを情報発信する。

(2) 行政

- ・エネルギーの地産地消を促進する。
- ・学校の授業で市内の自然を知り、実際に足を運んで体感できる機会をつくる。
- ・学校給食での地産地消、有機野菜の使用を推進する。
- ・環境に関する情報発信の機会、市民と共に考える機会をつくる。
- ・キエーロで生ごみを堆肥化したものを農業で活用できるよう取り組む。
- ・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する。

第3節 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの手法により進行管理を行います。具体的には「計画(Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「点検・評価(Check)」し、結果を基に「見直し(Action)」を行う「PDCAサイクル」を繰り返すことにより取組の実効性を確保します。

毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映します。

(2) 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページを活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。

第4節 その他の計画の推進方法

(1) 計画の周知・広報

環境基本計画の周知・広報のため、計画書の配架(市役所、図書館、公民館など)、ホームページへの掲載などを行います。

また、環境に関するイベントや出前講座などで周知するなど、あらゆる場面における広報を心がけます。

(2) 予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

(3) 個別計画との調整

本計画は島田市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。

なお、島田市環境基本条例第9条により、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施する場合、本計画との整合を図ります。

(4) 広域的な連携・協力

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。

資料編

- 資料 1 計画策定の経緯
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 諮問・答申
- 資料 4 島田市環境基本条例